

子ども施設地域共生応援事業



子ども施設と地域との 共生に向けて

—子ども施設環境配慮手引書—



平成29年1月
大阪府



<目次>

はじめに.....	1
-----------	---

第1部 子ども施設と「音」.....	9
---------------------------	----------

1. 「音」に関する基礎知識.....	9
(1) 「音」の3要素	9
(2) 「音」の伝わり方	11
2. 騒音に関する法令・規制.....	14
(1) 騒音の環境基準.....	14
(2) 騒音の規制	15
3. 子ども施設で発生する「音」.....	16
(1) 子どもの声	16
(2) 子ども施設で発生している音	18
(3) 子ども施設の音への対策 ～音の特徴をふまえることで効果をアップ	20

第2部 子ども施設における苦情・トラブル事例と対応策.....	21
--	-----------

1. 「音」に関する苦情・トラブル	23
(1) 屋外の音 （園庭・屋上など）	23
(2) 屋内の音	31
(3) 放送音	38
(4) 設備音	40
(5) 保護者の声	42
(6) イベント時の音	44
(7) 搬入音	45
2. 「交通」に関する苦情・トラブル.....	46
(1) 送迎車両.....	46
(2) 送迎自転車	48
3. その他の苦情・トラブル.....	49
(1) 砂ぼこり	49
(2) におい.....	51
(3) 植栽	53
(4) プライバシー	55
(5) マナー	56
(6) ボール	57

第3部 子ども施設と地域との共生のために 5 9

1. 新しい施設を開設するときに.....	5 9
(1) 地域のことをよく知ろう	5 9
(2) 分かりやすさを意識して説明する	6 0
(3) 対応を通じて誠意を示す.....	6 1
(4) 地域にとっても必要な場所となる工夫を考える	6 1
2. 地域との良好な関係を築くために ~苦情等になる前に	6 3
(1) 子ども施設のことを知ってもらう.....	6 3
(2) 施設への要望や意見を日頃からキャッチできる機会・関係性をつくつておく	6 3
(3) 保護者も子ども施設の一員であることを意識してもらう	6 3
3. 苦情等が発生したときに ~大きなトラブルに発展させないために	6 5
(1) 苦情対応の基本.....	6 5
(2) 専門家の力を活用する.....	6 6

おわりに：子ども施設に関わる皆様へ… 6 7

1. 子ども施設の事業者の皆様へ.....	6 7
2. 市町村の方へ	6 8
3. 建築事務所の方へ	6 8
4. 保護者の方へ	6 9
5. 地域の方へ.....	6 9

参考資料参考 1

(1) 検討経緯.....	参考 1
(2) 子ども施設と地域との共生に向けた検討委員会	参考 2
(3) 府内市町村アンケート調査結果	参考 4

はじめに

近年、待機児童の解消に向けて、全国の都市部を中心に保育所（園）や幼稚園、認定こども園（以下「子ども施設」という。）の新增設や改築が進められていますが、その一方で、子ども施設の整備・運営にあたり地域とのトラブルなどが発生するケースがみられるようになっています。

子ども施設や自治体には、子どもの声から送迎の交通に関することなど多岐にわたる苦情等が寄せられていますが、特に「音」については人によって感じ方が異なるため、いたん苦情・トラブルが発生すると解決に向けて多大な労力や費用が必要となる場合があります。そのため、深刻なトラブルを未然に防止するための工夫や、発生した場合の適切な対応が重要となります。

また、近隣への配慮をしながら、子どもが元気に遊べる環境をどうつくっていくか、子ども施設や建築事務所による様々な工夫も求められています。

このような背景を踏まえ、大阪府では「子ども施設と地域の共生」を目指すとともに、地域の生活環境を保全することを目的として、子ども施設における騒音等のトラブルを未然防止するために子ども施設を開設・運営する関係者を主な対象者としたこの「子ども施設環境配慮手引書」（以下「手引書」という。）を作成しました。

本手引書では、子ども施設に寄せられた苦情等の事例をもとにその対策手法を紹介しています。なかでも対策の難しい「音」については、近隣への配慮や対策を少しでも効果的に行えるように「音」の性質について解説しています。苦情等の未然防止や、その解決策を検討するうえでの参考に本手引書を活用いただくとともに、子ども施設の特徴や、子ども施設に対して地域からどのような苦情等が寄せられているのかを改めて知っていただくことで、施設と地域の共生について考えるきっかけになることを期待しています。

また、市町村では、事業者や地域の方が相談に来られた際などに、本手引書を活用くださいますよう、お願いします。

「子どもは社会の宝」であり、「社会全体で子育てを支える」－そんな社会が求められています。様々な人が生活するコミュニティや人ととのつながりが、地域を豊かにていきます。そのような観点からも、子ども施設が地域の一員として、地域と「共生」していくことが望されます。

建築事務所や、保護者、地域の方など、子ども施設に関連する皆様にも広く本手引書をお読みいただきことで、子ども施設と地域との共生に向けた第一歩になることを願っています。

なお、本手引書は、府内市町村へのアンケート、子ども施設ならびに子ども施設の設計を手掛ける建築事務所等へのインタビューを実施するとともに、有識者や関係団体で構成する検討委員会を開催し、議論を重ねて作成したものです。

手引書の作成にあたり、ご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

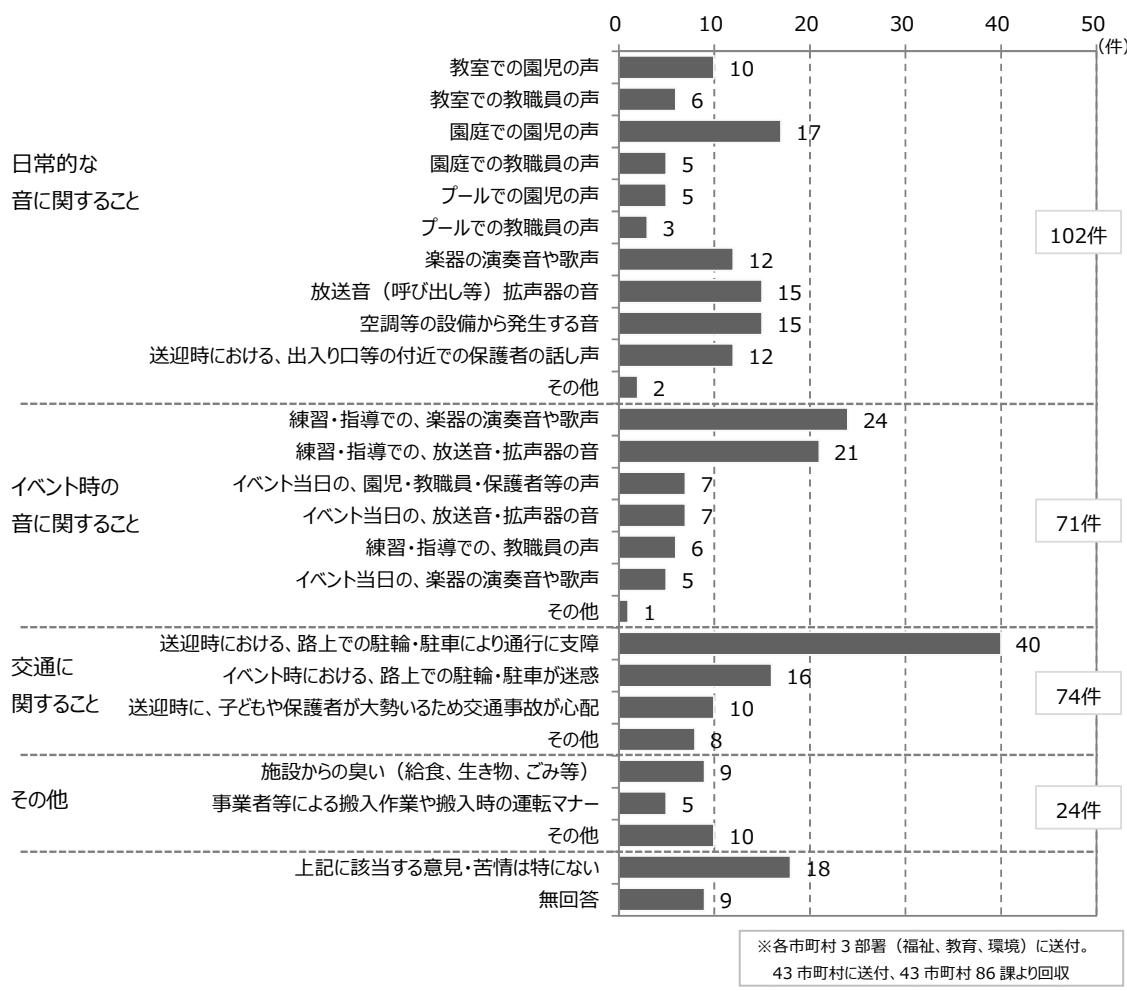
<子ども施設における苦情・トラブル>

2016年4月に開園予定だった首都圏の保育所が、地域の同意を得られず開園を断念したという報道がされるなど、近年子ども施設の開園をめぐるトラブルがたびたび取り上げられるようになりました。関西でも、保育所の建設が中止になるケースや、開園後に子どもの声等の騒音をめぐって訴訟にまで発展したケースも報道されています。

大阪府が府内市町村環境部局へ調査したところ、過去3年間（平成24～26年）で計81件の子ども施設に関する騒音苦情が寄せられています。

また、今回の手引書の作成にあたり、改めて実施した府内全43市町村へのアンケート調査では、43市町村のうち37市町村で概ね過去3年間（平成25～27年度）に「子ども施設に関する苦情やトラブル等があった」と答えています。苦情等の内容として多い項目上位5つを選んでもらったところ、日常的な音に関することが102件、イベント時の音に関することが71件と、音に関する苦情等が173件になっており、33市町村が音に関する何らかの苦情等があったと回答しています。

〈図表1〉子ども施設の運営で苦情等として多い事項（府内市町村へのアンケート調査結果より）

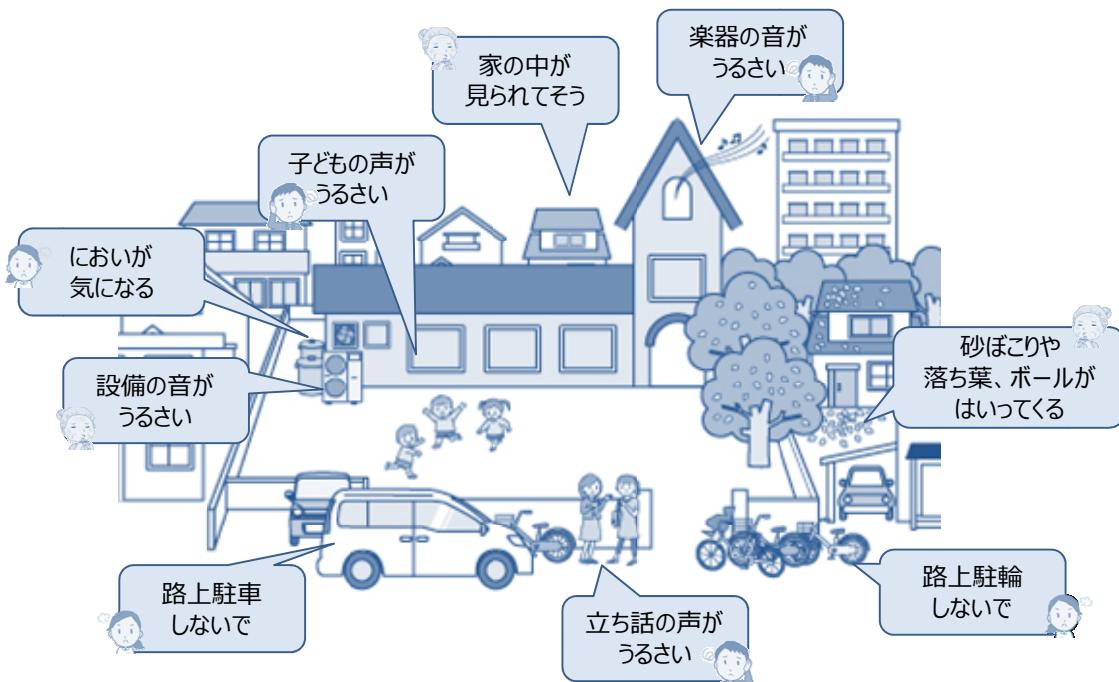


本手引書の作成にあたって実施した、子ども施設及び子ども施設の設計を行っている建築事務所を対象としたインタビュー調査でも、様々な音に関する苦情等の事例がありました。子ども施設のホームページで公表されている苦情等の内容としても、同様の事例があがってきています。

このように、子ども施設に関する苦情等は「音」に関するものが最も多くなっていますが、送迎時の路上駐車や渋滞など交通に関するものも多く寄せられています。その他、園庭の砂ぼこりや調理室等から出るおい、植栽に関することなど、その内容は様々です。

また、新設時には「事前説明が不十分」「工事期間中の対応について配慮、説明をしてほしい」などの声も寄せられています。

〈図表 2〉子ども施設で発生している苦情等



<子ども施設を取り巻く環境の変化>

子ども施設自体は昔からあるものですが、近年、その立地環境や、社会構造などの変化により、整備・運営における地域へのより細やかな配慮が求められていることを認識しておく必要があります。

■立地環境の変化

子ども施設は、子育て家庭の住んでいる場所の近くへの立地が求められるため、子どものいる世帯の多い住宅地で、新たな子ども施設の整備を行うことが多くなっています。

子ども施設の敷地は、小中学校と比べて一般的に狭くなっています。狭い敷地での施設の整備は、近隣住居と接して行われるため、音に関する影響の他、においやプライバシーについても配慮する重要性が高まります。また、道路幅が狭く、地域の人が主に生活道路として利用されているような場所では、交通量や駐車車両が増えることで、渋滞の発生や安全性に関する懸念も考えられます。

子ども施設を整備する時には、これらの点を十分に意識し、近隣の住環境に配慮する必要があります。



■社会構造の変化

高齢化や働き方が多様化したこと、日中に在宅している、夜働き昼間に自宅で寝ている、土日に働き平日が休みなど、子ども施設が運営している平日の昼間に自宅にいる人が増えていると推察されます。

世帯人数の減少や未婚率の上昇などにより、常に子どもの声がする環境で生活していない人が増えているなど、子ども施設で子どもたちがどのように過ごしているかを知る機会が少ない人も多くなっており、このような社会構造の変化も、近年の子ども施設に対する苦情等の背景のひとつと考えられます。

■ 地域における施設の位置づけ

地域コミュニティの構造の変化とともに、地域における子ども施設に対する見え方も変わってきています。

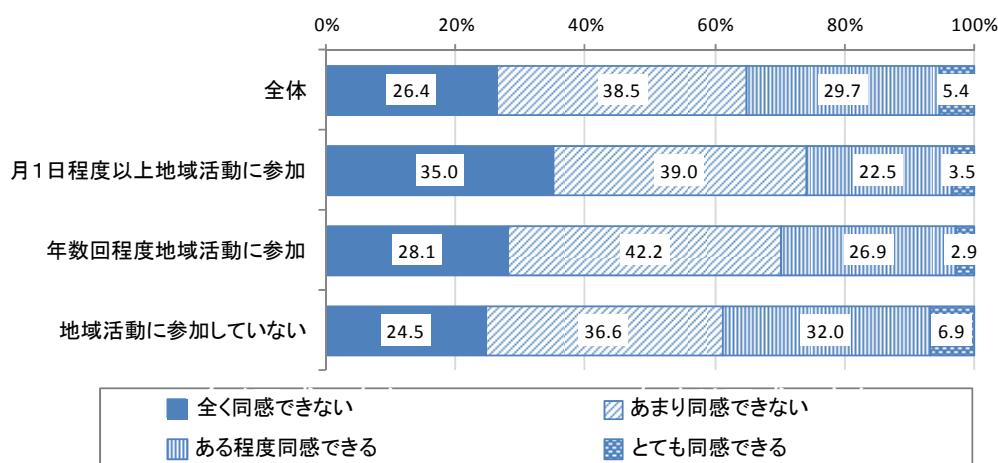
子どもの健全な育成環境のための施設であることに加え、地域にあるひとつの施設として地域にどう貢献するか、その工夫や取り組みが近隣との良好な関係を築く上で重要になっています。子ども施設のスペースを地域活動のために開放したり、施設のイベントに地域の人に参加いただくなど、地域との交流を積極的に行うことが求められています。

【コラム 1】子どもの声を騒音と意識する考え方をどう感じるか

厚生労働省委託「人口減少社会に関する意識調査」（2015 年）によると、園児の声を騒音のように意識する等により保育所立地に反対する住民の立場に、同感できるか聞いたところ、「ある程度同感できる」（29.7%）、「とても同感できる」（5.4%）と、反対する立場に同感できるとする人が 35.1%と全体の 3 分の 1 を占め、反対する住民の立場が特別なものではないことがうかがえます。

なお、地域活動への参加頻度が高いほど子ども施設に対してより寛容である傾向がみられます。

〈図表 3〉「子どもの声が騒音である」という苦情等に同感できるか



出典：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「人口減少社会に関する意識調査」（2015 年）

本手引書の構成について

第1部は、「音」に関する基礎知識や、子ども施設で発生している音の特徴などについて解説しています。音の特徴を踏まえたより効果的な対策をするためには、専門的知見を有する建築事務所等に相談する必要がありますが、音の基礎知識を知っておくことは、施設運営上の日常的な音への配慮や対策に役立ちます。

第2部は、子ども施設において実際に発生した苦情・トラブルの事例と、その対応策を紹介します。音や交通など、苦情・トラブルの要因ごとに分類し、「新設時（建替え時）の設計段階での取り組み」「新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み」「運営での取り組み」の3つに分けて対応策を整理しています。

第3部は、第2部で紹介した個別の対応策以外に、子ども施設が地域とよりよい関係を築き、共生していくために心がけることが望ましいポイントについて紹介しています。

また、本手引書の最後には、策定にあたり様々な方からいただいたご意見を、子ども施設に関わる全ての皆様へのメッセージとして紹介しています。

本手引書の対策事例の活用について

本手引書で紹介する事例は、どの施設でも必ず同じ効果が期待できるものではなく、全ての子ども施設が実践しなくてはいけないというものではありません。

どのような対応策をとるかは、子ども施設の立地環境や、地域の特徴、保育・教育方針などに応じた方法を選択することが重要です。本手引書を参考に、建築事務所などの専門家や、同様事例を有する他施設の協力を得ながら、それぞれの施設にあった取り組みを検討してください。

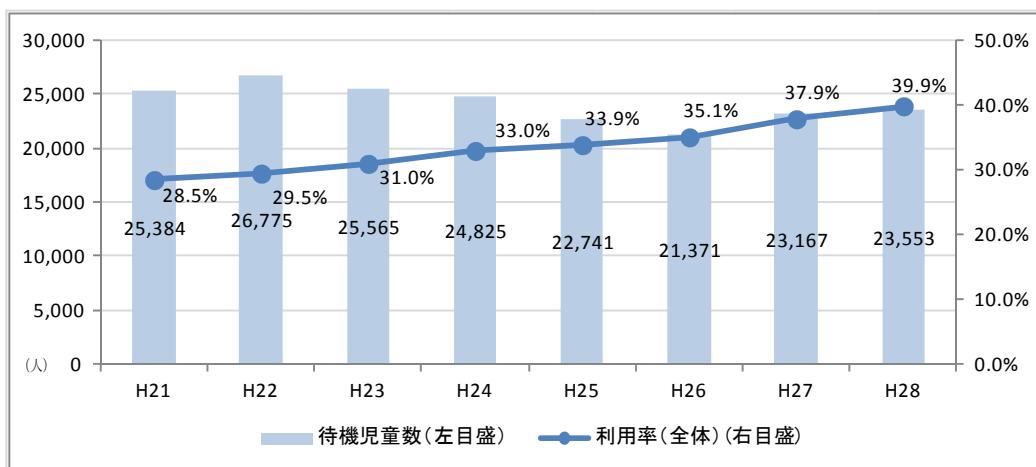
【コラム 2】待機児童の推移と解消に向けた施策

<待機児童数の推移（全国／大阪府）>

全国における子ども施設の利用率は年々高くなっている一方で、待機児童数も近年再び増加に転じており、平成 28 年 4 月 1 日現在 23,553 人です。また、大阪府では、1,434 人で、待機児童が多いのは、大阪市、吹田市、豊中市となっています。

また、首都圏や近畿圏の 7 都府県とその他の政令指定都市、中核市の合計は 17,501 人で全体の 74.3% を占め、待機児童解消の問題は都市部が中心となっています。

〈図表 4〉保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移



〈図表 5〉都市部とそれ以外の地域の待機児童数(平成 28 年 4 月 1 日時点)

	利用児童数	待機児童数
7 都府県・指定都市・中核市	1,390,726 人	56.6%
その他の道県	1,067,881 人	43.4%
全国計	2,458,607 人	100.0%
	17,501 人	74.3%
	6,052 人	25.7%
	23,553 人	100.0%

※ 7 都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

出典：厚生労働省「保育所等関連状況とりまとめ(平成 28 年 4 月 1 日)」

<待機児童解消に向けた施策>

国では、平成 25 年 4 月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 25 年度から平成 29 年度末までに保育の受け皿を 50 万人とする目標を掲げています。また、平成 27 年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートし、市町村において計画的な子ども施設の整備が行われています。府内では、豊中市が国家戦略特区を活用し、市の管理公園内に保育所を整備するなど、待機児童の解消に向けた動きが加速しています。

土地の確保が困難な都市部において子ども施設の整備を進めるため、認可保育所において近所の公園を園庭の代替とすることの容認、保育室等の上層階での設置や、屋上園庭など、より狭い敷地での保育所の整備が可能となっています。



第1部 子ども施設と「音」

第1部では、「音」について解説します。子ども施設でどのような音が発生しているのかを改めて考えてみるとともに、音の性質について理解することで、音への配慮や対策をより効果的に行うためのポイントを紹介します。

1. 「音」に関する基礎知識

(1) 「音」の3要素

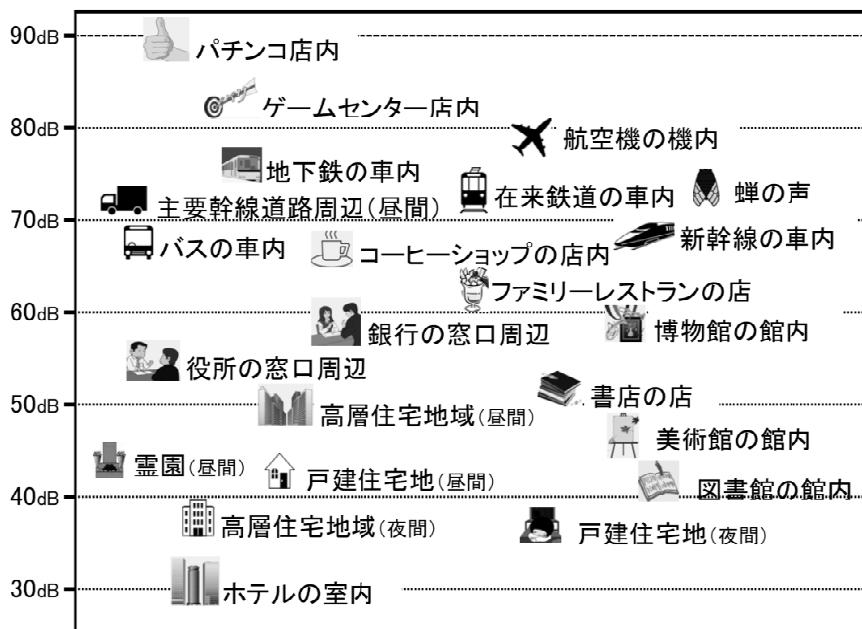
音は、空気の微小な圧力変動が伝搬していく物理現象です。この圧力変動が、耳の鼓膜を振動させることで、「音」として感じます。音の感覚的な性質を表す要素としては、大きさ、高さ、音色が挙げられますが、音色は防音対策において直接関係しないため、本手引書では、大きさと高さについて解説します。

① 音の大きさ

音の大きさは、dB（デシベル）という単位で表します。

私たちの暮らしの中で耳にする音とその大きさの目安は図表6のとおりです。

〈図表6〉音の大きさの目安



出典:全国環境研協議会 騒音小委員会「騒音の目安(都心・近郊用)」

② 音の高さ

空気の圧力変動の速さが、音の高さにあたります。1秒間あたりの振動回数が多いと、より高い音になります。この振動回数を「周波数」と呼び、Hz（ヘルツ）という単位で表します。

概ね 250Hz 以下が低音域、250Hz～1,000Hz が中音域、1,000Hz 以上が高音域となります。

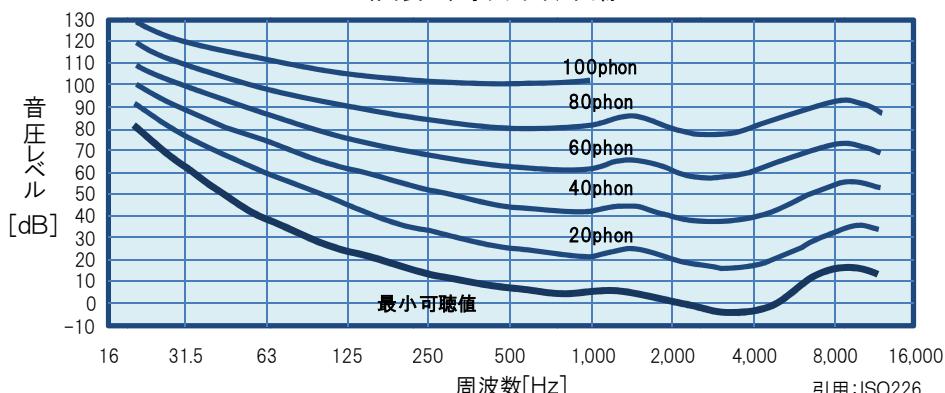
【コラム 3】耳で感じる音

人間の耳は、周波数によって感度が異なります。概ね 20～20,000Hz の範囲が人間の可聴域とされていますが、そのなかでも 1,000～5,000Hz の音に対する感度が最もよく、それより周波数が大きく（高音）、あるいは小さく（低音）なるにつれて、感度が鈍くなる傾向があります。これを心理実験（聴感試験）において検証したものが図表 7 に示すような「等ラウドネス曲線」と呼ばれるものです。

これは、1,000Hz、40dB の純音（1種類の周波数で構成された音）を基準音として、周波数ごとに基準音と同じ大きさに聞こえるレベルをなめらかな曲線で結んだものです。

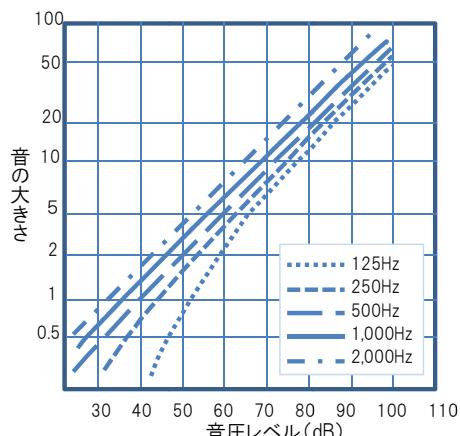
図表 7 に示すような、人間の耳に感じられる音の大きさを人の感覚にあわせて補正したものを騒音の評価では用いており、これを騒音レベル（dB）と呼びます。

〈図表 7〉等ラウドネス曲線



引用: ISO226

〈図表 8〉音圧レベルと音の大きさの関係



参考: 五十嵐壽一、山下充康「騒音工学」(コロナ社)

(2) 「音」の伝わり方

音は空気の振動によって伝わります。その過程で、音源からの距離や障害物（建屋、壁、窓など）によって音の大きさは少しづつ減っていきます。

ここでは、音が小さくなる（減衰する）要因について、簡単に解説します。

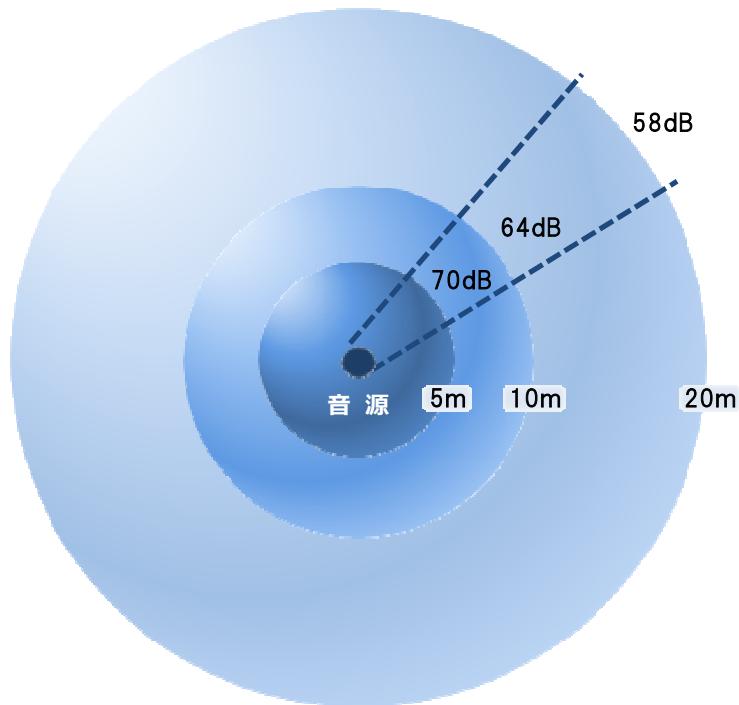
① 距離減衰

音は、一般的に音源から距離が離れていくほど小さくなり、これを距離減衰といいます。

目に見えないので分かりにくいのですが、水面に水滴を落としたときの波を思い浮かべてみてください。波紋が周囲に円形に広がっていきますが、その発生源から遠くなるほど波は小さくなります。音源から離れるほど音が小さくなるのも同じ原理です。

音源が自由空間（風や気温分布等の影響を考慮しない仮想の状態）の中のひとつの点で、周囲に反射物や遮蔽物がないような状態では、音源からの音は球面状に拡がり、距離が2倍になるごとに6dB減衰します。例えば、図表9のとおり、音源から5m離れた地点で70dBの音だったとすると、10m離れたところでは64dB、20mでは58dB…になります。ただし、実際には建物や地表面、風、気温等が影響しますので、環境によって減衰は異なります。

〈図表9〉距離減衰のイメージ

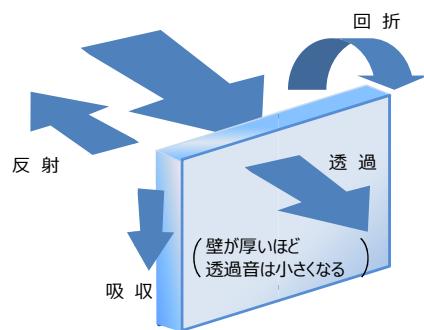


② 反射と吸収

波が壁に当たると波が戻ってくるのと同じように、音も壁にあたると反射します。硬く滑らかな壁にぶつければ、その波の大きさはあまり変わらずに戻ってきますが、布や木材などの柔らかい素材の壁にぶつかると、音のエネルギーの一部が吸収され、反射音は小さくなります。つまり、音を吸収しやすい素材の壁にすることで、音の反射を抑えることが可能になります。

浴室のような堅い壁に囲まれた小さな空間では、反射音により音が反響して大きく聞こえることがあります。逆に学校の音楽室の壁や天井には細かい凹凸や穴があり、内部に布やグラスウール等の吸音素材が入っています。これは、吸音材に音のエネルギーを吸収させることで反射を抑え、音が響きすぎるのを防ぐための対策です。

〈図表 10〉壁に音がぶつかった場合



参考: 東京都環境局「環境資料第 13081 号」

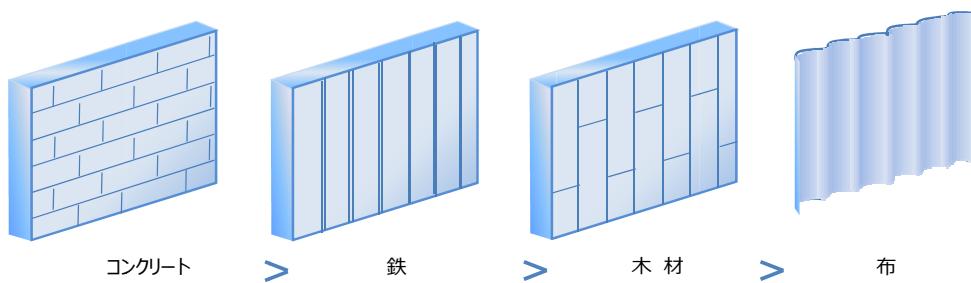
③ 遮音

壁にぶつかった音は、反射や吸収されるほか、一部は壁の反対側に抜けていきます。これを透過といい、音の透過を防ぐことを遮音といいます。

基本的には、重い素材ほど、また厚くするほど、遮音効果が高くなります。例えば、図表 11 のように、同じ厚さならば木材よりもコンクリートや鉄板などの重い素材のほうが遮音性能は高くなります。遮音力一テンが通常のカーテンよりも厚く、重くできているのも同じ理由です。

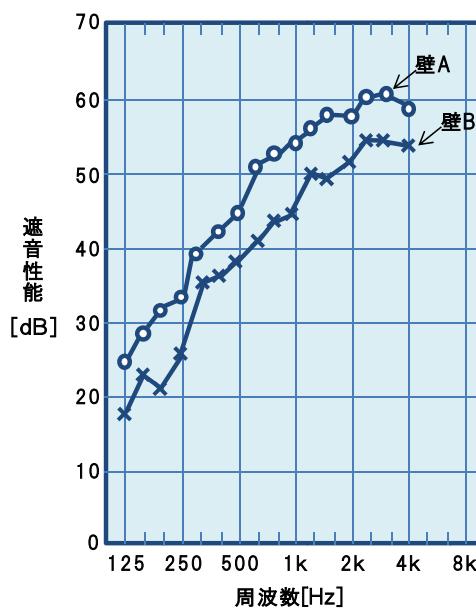
ある程度重量のある壁であれば、均一材質の場合、厚さを 2 倍にすることで透過音は約 5 dB 小さくなります。ただ、現実には壁や窓を単純に厚く、重くすることは、施工や使用上の問題もあり、单一素材の場合には、特定の周波数について遮音性能が低下する現象がみられます。建材メーカーでは、遮音や吸音の特徴が異なる複数素材を組み合わせるなどの工夫で、より軽量で効果的な遮音建材を製造しています。（26 頁：図表 26 参照）

〈図表 11〉材質別の遮音性の高さ



また、一般的に、高音より低音の方が、吸音・遮音がしにくいという特徴があります。そのため、音の高さによって防音効果が異なることから、遮音材などのカタログでは代表的な周波数での性能を表示しています。図表 12 の例では、周波数 1 kHz の音の場合、壁 A を透過すると約 55dB、壁 B では約 45dB 小さくなり、遮音されることがわかります。これを透過損失といいます。グラフからは、壁 A の方が全ての周波数で透過損失が大きく遮音性能が優れていること、周波数が小さい低音になると、相対的に遮音性能が低くなることがわかります。

〈図表 12〉壁の遮音性能例

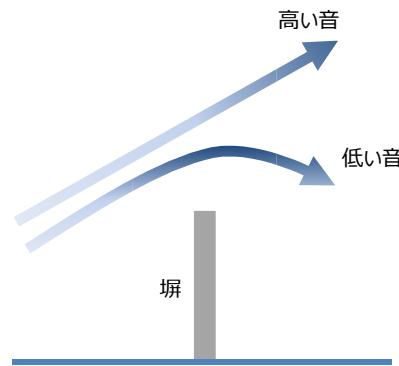


出典：日本音響材料協会「騒音・振動対策ハンドブック」

④ 墁による遮音効果（回折減衰）

塀などの障害物の上端や側面、あるいはすき間がある場合は、そこを音が回り込んでいきます。図表 13 のとおり、低い音ほど裏側に回り込みやすくなるため、塀の遮音効果は、低音は小さく、高音は大きい傾向があります。

〈図表 13〉音の高さと遮音効果



2. 騒音に関する法令・規制

(1) 騒音の環境基準

騒音については、国が「騒音に係る環境基準」を定めています。これは、環境基本法の規定に基づき「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として示され、一般地域（道路騒音の影響があまりない地域）と道路に面する地域に区分されています。

例えば、大阪府内では、一般地域の騒音に関する環境基準は、図表14のとおり、地域や時間ごとに定められています。大阪府や市町村は、これらの基準を目標にして、各種の環境対策を実施します。この他に、航空機騒音や新幹線騒音についての環境基準があります。

なお、これらの環境基準は、行政上の目標値であり、人にとっての最大許容限度や受忍限度とは異なります。また、環境基準の値は、測定した音を平均化した値（等価騒音レベル）によって評価するもので、ピーク値と比較するものではありません。

〈図表 14〉府内一般地域の騒音に関する環境基準

地域の類型	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の 午前6時	対象地域
AA	50デシベル 以下	40デシベル 以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55デシベル 以下	45デシベル 以下	都市計画法第2章の規定により定められた以下の地域 •第一種低層住居専用地域 •第二種低層住居専用地域 •第一種中高層住居専用地域 •第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	都市計画法第2章の規定により定められた以下の地域 •第一種住居地域 •第二種住居地域 •準住居地域 同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない 地域 (AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並 びに工業用の埋立地を除く。)
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	都市計画法第2章の規定により定められた以下の地域 •近隣商業地域 •商業地域 •準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を 除く。)及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)

(2) 騒音の規制

環境基準を達成するため、国においては「騒音規制法」を、大阪府では「生活環境の保全等に関する条例」を制定しています。これらは、工場や事業場の事業活動に伴い発生する騒音を対象とし、子ども施設においても、大型の空調設備等を設置する場合には、設置届等の提出が必要となり、敷地境界での音量規制基準の遵守義務もあります。また、拡声器の使用による音についても、商業宣伝目的のもの以外は同条例で規制対象としていませんが、周辺の生活環境を損なうことがないよう努めることとしています。

ただし、人の声や施設敷地に入りする自動車の音など、施設側での制御が困難な音については、法令による規制ではなく、生活環境への影響の程度を踏まえながら、施設と地域住民のお互いの理解と協力により解決することを基本としています。

【コラム 4】東京都における条例改正

東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（都環境確保条例）」において、何人（なんびと）も規制基準値を超える騒音を発生させてはならないとしており、保育所や公園で子どもが発する声も適用対象としていました。しかし、乳幼児の成長過程における遊びや声を出せる環境の確保の重要性を踏まえ、住民の生活環境の保全とのバランスを図るため、これらの子どもの声については、音の大きさによる規制から周辺の生活環境に障害を及ぼしているかどうか、すなわち、一般社会の生活において受容すべき程度（受容限度）を超えるかどうかを判断する規制へと条例改正を行いました（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

都では、関係者同士の話し合いがなされることによって、施設管理者側においては近隣へ配慮する意識が、苦情者側においては子どもの声等に対する理解がそれぞれ深まり、こうしたことを通じた問題の解決が期待されると考えています。

参考：平成 26 年 12 月 22 日東京都報道発表資料

3. 子ども施設で発生する「音」

ある音を「騒音」と感じるかどうかは、音の大きさや、聞く人の受け取り方、音の持つ意味などが影響します。そのため、話し声や歌声などは当事者には気にならない（心地よい）ものであっても、それ以外の人には、小さな音でも「騒音」と感じられることがあります。

例えば、子どもの声は、通常であれば、「騒音」とされるものではありませんが、集団になると大きな音になります。また、子ども施設では、声以外にも放送音、空調の設備音等の様々な音が発生しています。あるいは、何かの理由で施設により印象を持っていない人にとっては、施設からの全ての音が「騒音」と受けとめられてしまう可能性もあります。

子ども施設では、どんな音が発生しているのか、音の特徴とあわせて紹介します。

(1) 子どもの声

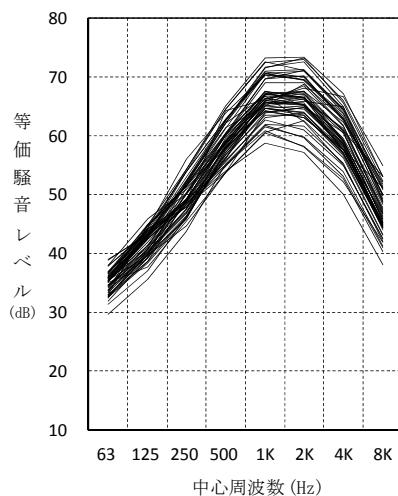
① 子どもの声の特徴

園庭遊びの時の子どもの声の周波数は、1,000Hz～2,000Hz になることがあります。大人の通常の話声は、男性で 150Hz～250Hz、女性で 250Hz～500Hz 程度のため、子どもの声が高いことが分かります。

10 頁のコラム 3 のとおり、人間の耳は 1,000～5,000Hz の音で感度が高いため、同じ大きさであっても、子どもの声はより大きく感じやすいという特徴があります。つまり、子どもの声は、周囲の大人に對して注意喚起を促しやすい音の高さであり、一方で気になりやすい音であるといえます。

しかし、13 頁で紹介したように、高音は低音と比べて、吸音・遮音等の効果が高いです。

〈図表 15〉園庭遊び時の子どもの声の周波数分析結果 (n=58、距離補正なし)



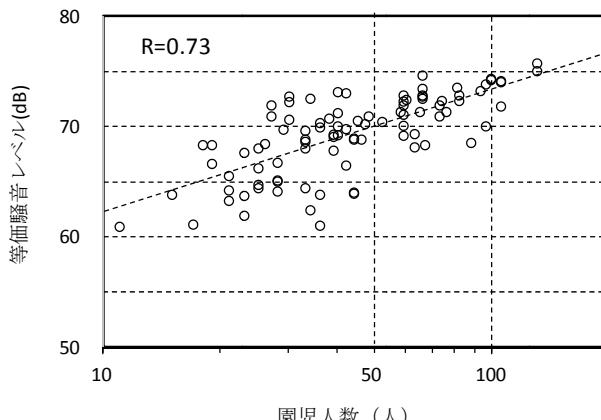
出典: 橋本典久「保育園での子どもの遊び声に関する騒音測定調査—子どもの遊び声の音の大きさとその特性について—」
(日本建築学会環境系論文集第 729 号、2016 年 11 月)

② 子どもが集団で遊ぶときの声の大きさ

子ども施設からの声の大きさは、活動内容や人数によって大きく異なりますが、例えば、図表 16 のとおり、50～60 人の子どもが園庭で遊んでいる時、10m離れた場所での音の大きさは、平均で 70dB 程度になるという調査結果があります。

その音の大きさは、9 頁の図表 6 でみると、幹線道路の沿道や鉄道の車内と同じレベルといえます。もちろん、園庭遊びは一日中続くわけではなく、道路騒音とは音の種類や継続時間などが異なるため単純な比較はできませんが、音の大きさを感覚的に理解する上で参考になります。

〈図表 16〉園庭遊び時の等価騒音レベル（距離 10m 地点に換算）

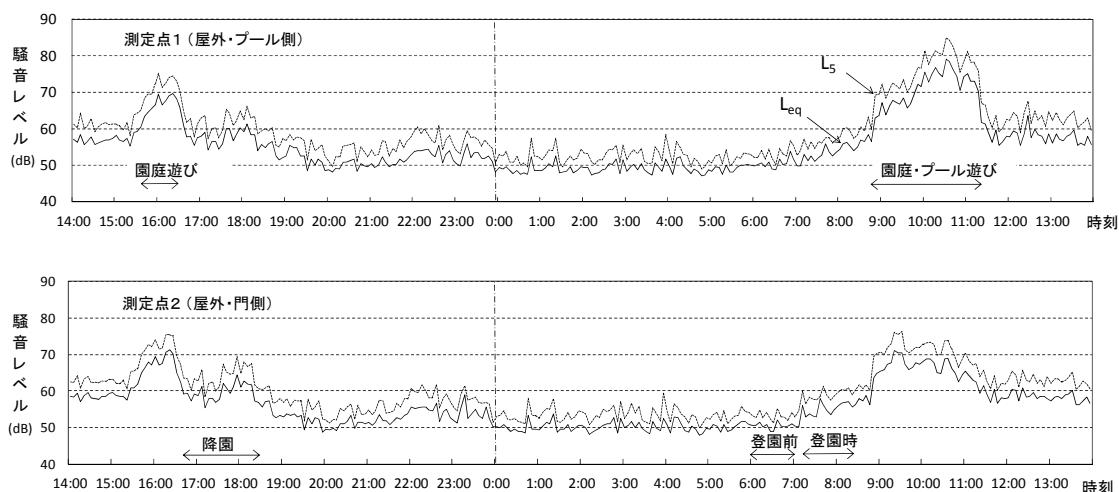


出典：図表 15 と同じ

③ 時間帯による音の大きさ

図表 17 のとおり、時間帯別の子ども施設の音の大きさは、園庭・プール遊びの時間帯はそれ以外の日の時間帯と比べ 20dB 程度大きくなっています。また、登園時より降園の方が、騒音レベルが大きく、静かな時間帯と比べて 10dB 以上大きくなっています。この差が大きくなるほど、騒音を感じやすくなります。

〈図表 17〉保育園 A での 24 時間騒音測定結果(分析時間は 5 分)



出典：図表 15 と同じ

(2) 子ども施設で発生している音

子ども施設では、子どもの声以外にも様々な音が発生しています。

① 楽器音

多くの子ども施設で、ピアノや太鼓などの楽器が使われています。ピアノの音の大きさは、瞬間的には 90~100dB といわれています。また、太鼓は衝撃性の音であるため、よりうるさく感じられ、かつ複数の子どもが一斉にたたくことになるために、さらに大きな音になります。

窓を開けての演奏や、園庭での演奏は近隣に直接音が伝わるほか、建物などに反響することもあり、相当の大きさの音として近隣に聞こえている可能性があります。特に、太鼓のような衝撃性のある低い音は遮音・吸音が難しく、遠くまで届くため、施設から離れた場所でも問題になることがあります。

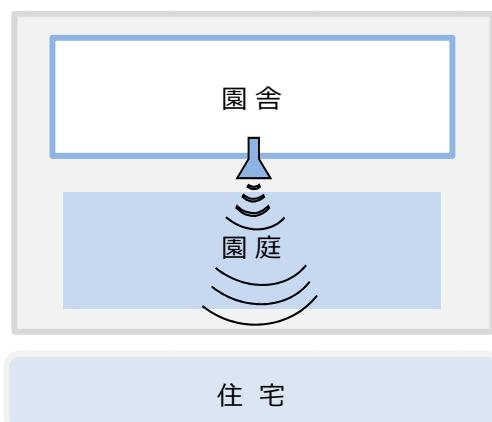


② 放送音

園庭に音楽を流す、イベント時にマイクを使うなどの放送音は、音を園庭全体に伝えるための設備であり、当然ながら大きな音が発生します。

アンケート調査では、イベント当日より、事前練習時の演奏音や拡声器等放送音への苦情が多くなっています。練習に熱が入ると、指導する大人も普段より大きな声や厳しい言い方になることも考えられます。放送の音量だけでなく、どんな口調で指導しているかにも注意が必要です。スピーカーと園庭、近隣住居との位置関係や距離も重要になります。

〈図表 18〉最も近隣に音が伝わりやすい配置



なお、スピーカーの向きを施設側に向けることで、音が直接近隣に伝わることは防げます。ただし、音の大きさやスピーカーと施設との距離によっては、建物で反響する可能性があるので注意が必要です。

〈図表 19〉施設による音の反射



③ 設備音

子ども施設の建物には、空調や換気などの設備が設置されており、これらの設備からも稼働音が発生しています。

空調の室外機からは、稼働音が発生しますが、一般的な住宅よりも数や規模が大きいぶん、大きな音が出るため注意が必要です。また、敷地境界と建物とのすき間に室外機を設置するケースでは、隣の住宅との距離が近くなり、音も反響しやすくなります。

調理室の換気扇は、排気口から音ができます。周辺が住宅に囲まれている場合には、調理のにおいて近隣住宅にいかないようにするために、排気口をやむを得ず建物の屋上まで延ばすこともあります。排気ダクトが長くなると、その分排風機のパワーがより必要となるため、稼働音も大きくなることがあるので注意が必要です。

その他、門扉の開閉音や、施設によっては受水槽ポンプ、池などの駆動ポンプのモーター音なども発生しています。

④ 保護者や職員の声

子どもの声だけでなく、送迎時の保護者や職員等の大人の声も、子ども施設から発生しています。

特に、送迎時の保護者の立ち話は、近隣によく聞こえるようです。また、保護者や職員が子どもを叱っている時などは、声が大きくなり、ときに厳しい口調になったりすると、特に気になる音として聞こえるようです。「子どもならしかたない」と理解いただけても、大人の声に対しては感じ方が違うことを認識しておく必要があります。

(3) 子ども施設の音への対策～音の特徴をふまえることで効果をアップ

子どもの声のように高音は、吸音・遮音の効果が高く、窓やカーテンを閉めるなど、簡単な対策でもある程度の効果が期待できます。ただし、すき間があるとそこから音が漏れるため、すき間をつくりないことが大切です。

施設の設計段階であれば、特に大きな音の発生する部屋を住宅から離れた場所にすることで、距離減衰や住宅までの間の壁による遮音効果などにより、音を小さくすることができます。また、内装に吸音効果の高い資材を使用することで、音の反射や透過を抑えることができます。吸音性を高めて室内の音の反響を抑えると、音を聞き取りやすい室内環境となるため、大きな声を出す必要がなくなり、職員や子どもの発する声の大きさが自然に小さくなる効果も期待できます。

このように、音の性質をふまえた、ちょっとした工夫が、音の対策につながる可能性があります。

皆様の施設では、どの場所でどのような音が発生し、どう伝わっているのか、一度確認してみてください。

第2部では、音の具体的な対応策を紹介しますので、対応策を検討する際には、ヒントにしてみてください。建築事務所や音に関する専門家がいる音響コンサルティング会社に相談するのもよいでしょう。

【コラム 5】子どもにとっての音環境

本手引書では、施設から周辺への音の影響を考慮していますが、子ども施設の音に関わる問題を考える上で、施設内の子どもたちへの影響も重要です。乳幼児期は、子どもにとって音声言語の基礎を獲得し、聴覚を発達させていく段階です。大人は、雑音や残響の多い環境であっても、特定の相手の話を聞き取ることができます。子どもはすべての音を同じように聴取する傾向があるとされています。こうした場所では、子どもの声が大きくなりがちで、そのために大人の声も大きくなり、さらに喧騒感が増すという悪循環に陥ってしまいます。

建物の内装仕上げ材に吸音材を使うことで、室内の残響を抑え、喧騒感を減らすことができます。床の場合はフローリングよりもカーペットや畳の方が吸音効果は大きくなります。衛生面や掃除のしやすさを考えると困難な面もあります。そこで天井面を吸音材仕上げとするほか、天井から吸音フィルムをハンモック状に吊り下げて、室内の吸音効果を高めている施設もあります。

出典：船場ひさお「保育施設における音環境の現状

—首都圏に新設された保育施設の実態調査から—」

(日本音響学会誌 72巻3号(2016))

船場ひさお「保育空間の音環境的現状」(騒音制御 Vol.38, No.3(2014))

第2部 子ども施設における苦情・トラブル事例と対応策

第2部では、子ども施設からの音（声、楽器音、設備音など）のほか、送迎など交通に関すること、おいや砂ぼこりなど、実際に子ども施設に寄せられた苦情等について、分類ごとに、対応策を紹介します。

■苦情・トラブルの内容

「はじめに」で紹介したように、子ども施設に寄せられる苦情等は様々なものがあります。

〈図表 20〉子ども施設における苦情・トラブルの内容

苦情等の分類	1.「音」に関する苦情・トラブル	対応策の紹介ページ
1.「音」に関する苦情・トラブル		
(1) 屋外の音	園庭の遊び声／夕方の園庭遊びがうるさい 住宅から離れたところで遊んでほしい	プールで遊ぶ声がうるさい 職員の声がうるさい
	屋外で楽器を演奏しないでほしい	
(2) 屋内の音	子どもの声／泣き声／歌声がうるさい 職員の声が大きい	窓を閉めてほしい 二重サッシにしてほしい
	ピアノ／太鼓の音がうるさい	窓を閉めてほしい
(3) 放送音	スピーカーからの音楽／声がうるさい	拡声器／職員の呼び出しがうるさい
(4) 設備音	室外機／換気扇の音がうるさい 門扉の開閉音がうるさい	設備の位置を変更してほしい
(5) 保護者の声	送迎時の保護者の声がうるさい	
(6) イベント時の音	放送音／大勢の人の声がうるさい	イベントの練習・準備音がうるさい
(7) 搬入音	業者の搬入音がうるさい	
2.「交通」に関する苦情・トラブル		
(1) 送迎車両	違法駐車がある／渋滞が発生している 出庫時／スピードの出しすぎが危ない	通学路と送迎ルートが重なると危険
(2) 送迎自転車	歩道の駐輪が邪魔／危ない	
3.その他の苦情・トラブル		
(1) 砂ぼこり	園庭の砂が舞い、洗濯物や窓が汚れる	砂が舞わないようにしてほしい
(2) におい	調理室／トイレ／ごみのにおいが気になる	設置場所を変えてほしい
(3) 植栽	落ち葉／虫／鳥の糞が気になる	木を切って／位置を変えてほしい
(4) プライバシー	見られているような気がする	すりガラスにしてほしい
(5) マナー	路上喫煙／ポイ捨てが気になる	近隣駐車場が無断使用されている
(6) ボール	ボールが入ってくる	ネット／柵をつけてほしい

■紹介する対応策の構成について

対応策は、21 頁の図表 20 に示した苦情・トラブルの分類ごとに、

- A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み
- B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み
- C) 運営での取り組み

の 3 つに分けて紹介します。

A) は、これから新設（建替）する場合を想定した、ハード面での対応策です。

設計段階で取り入れることで、運営開始後ではできないような、施設そのものの配置や、設備の柔軟な設置が可能となります。

B) は、これから新設（建替）する場合と、すでに運営を開始している場合の両方を想定した、ハード面での対応策です。

開設後の追加工事は、新設時に比べて安全面や時間帯への配慮がより必要となり、費用対効果の面でも劣るため、新設の場合は、A) だけでなく B) の対策もあらかじめ検討するほうが効率的です。

C) は、既設の施設を想定した、運営での取り組みであるソフト面での対応策です。また、新設時の地域への説明等でも、ハード面にソフト面も含めた総合的な対応策を示すことが大切です。

なお、A)、B)のハード面での対応策は、敷地面積や立地、コストによる制約もあり、ソフト面での対応策と併せて行うことが苦情等対応においては有効である点に留意してください。

また、配慮が求められる事項は様々であり、その全てを満たす計画とするのは難しい場合も多々あります。本手引書においては、苦情等の内容に応じた各々の対応策を紹介していますが、園庭を住宅から離して配置すると、屋上園庭や遊戯室を住宅に近い場所に配置せざるを得なくなるなど、どちらかを選択するしかないケースも出てきます。実際には、そのような場合に何を優先するか、状況に応じて判断することが必要となってきます。

1. 「音」に関する苦情・トラブル

(1) 屋外の音 (園庭・屋上など)

苦情等の例

- ・子どもの声 (園庭・屋上・プール)
- ・楽器の音
- ・職員の声

園庭や屋上などの屋外の音は、直接周囲に広がるため、屋外で遊んでいる子どもの声や楽器音に関する苦情や対応策の要望は、多く寄せられています。

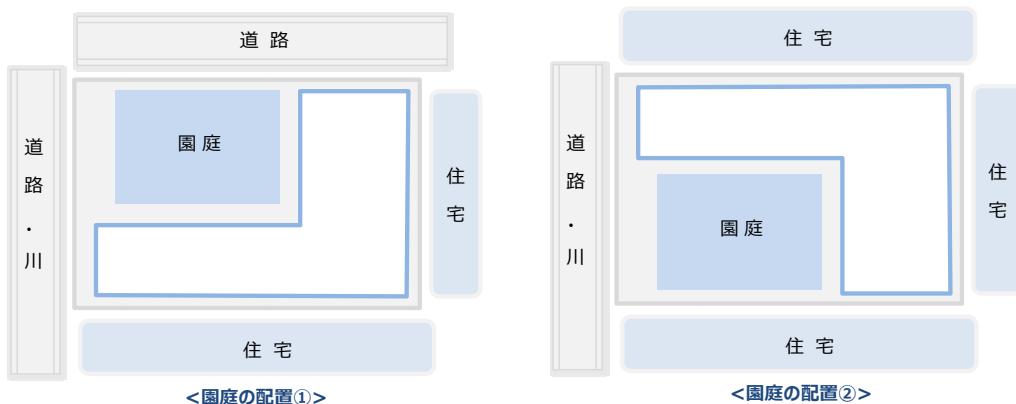
屋外での音の響き方は、園庭や屋上の配置によって大きく変わってきます。運営面での工夫や後付けの工事などの対策もありますが、まずは設計段階で工夫することが重要です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■園庭は、近隣住宅の向きを考慮して配置

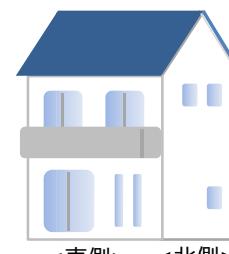
園庭からの音は、直接周囲に広がっていくため、近隣住宅への影響が大きくなります。そこで、園庭を、道路や川など住宅がない方向に配置する（図表 21：配置①）、または住宅の窓などの開口部が少ない住宅北側に配置する（同図表：配置②）ことも効果的です。

〈図表 21〉周辺環境と園庭の配置例



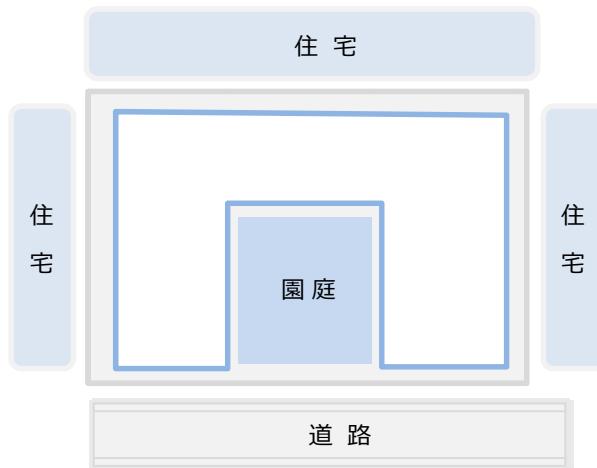
【コラム 6】住宅の開口部

窓やベランダ、出入口などを「開口部」といい、建物の採光、換気、通風、眺望、通行を目的としているものです。一般的にはくつろぎのスペースであるリビングなどは日当たりのよい南側に、北側にはトイレや階段などが配置されることが多いため、開口部の多い住宅南側の方が、外部からの音の影響を受けやすいといえます。



また、中庭型の園庭は、建物が壁になるため、近隣へ音が伝わりにくくなります。

〈図表 22〉中庭型の配置例



■屋上園庭は住宅から離れた場所に配置

屋上園庭を設ける場合は、近隣住宅から離れた場所に配置することが多いです。特に、プールは大きな声が出やすいことから、屋上園庭にプールを設置する場合はできる限り住宅から離して設置されています。

また、屋上園庭と住宅との間に階段室などを設けると、階段室が壁になるため、住宅側に音が伝わりにくくなります。

〈図表 23〉屋上園庭の配置例

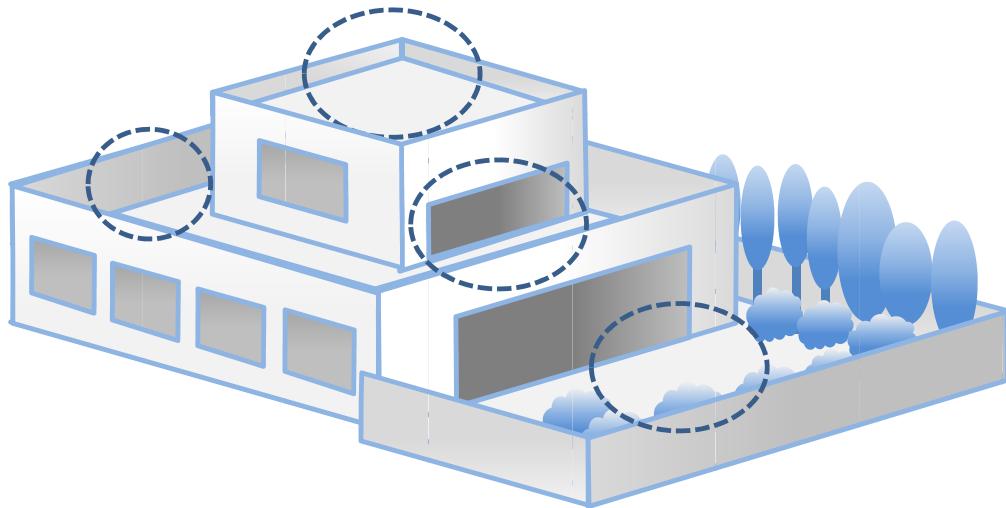


■子どもの遊び場所の分散

1人の子どもの声は大きくなくても、子どもが集まれば、当然音は大きくなります。また、子どもが集まれば、気持ちが高ぶるため、1人ずつの声も大きくなります。

子どもの遊び場所を分散することで、子どもの声を小さくすることができます。園庭内に複数の遊べる場所をつくりたり、屋上園庭など園庭を複数つくるなどの方法があります。

〈図表 24〉子どもの遊び場を分散する例

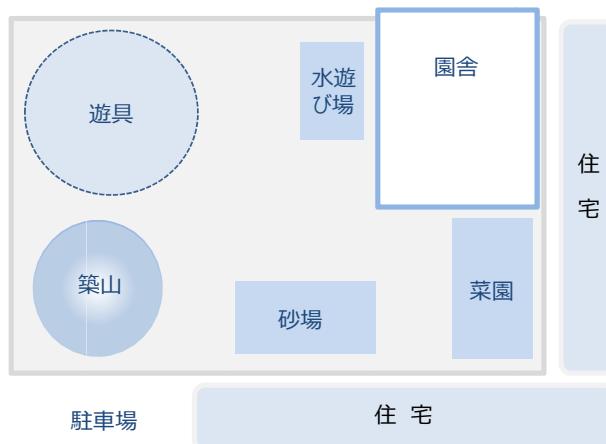


■園庭の遊具や場所の配置の工夫

園庭での遊び方によって、子どもの声の大きさは違いがあります。例えば、走り回ったり、大勢で遊べる遊具がある場所では声は大きくなりますが、菜園や砂場などの集中して遊ぶ場所では、声はあまり大きくなりません。

大きな声が出やすい遊具や場所は、住宅から離して配置するのも一つの方法です。

〈図表 25〉子どもの遊び場を分散する例



B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■敷地境界や屋上に防音壁を設置する

防音と目隠しを目的として、防音壁を設置する方法があります。防音壁は確実な防音効果が得られるとともに、音、プライバシー、砂ほこり、においなどに配慮していることがわかりやすい対策です。防音壁は、音の対策としてのメリットが大きいですが、日当たりや風通しが悪くなる、壁の高さによっては威圧感を与えるなどのデメリットもあります。また、構造や敷地によっては、基礎工事等に多くの追加の費用が生じる可能性もあります。

防音壁には色々な種類があり、図表 26 のような一般的な建材タイプの他、図表 27 のような木材を使用したものもメーカーから提案されています。風通しや採光に配慮したものもありますが、通風のためのすき間を空けると、遮音性能は大きく低下します。そのため、設置する目的や場所によって、最適なものを選択することが重要です。設置後に「こんなはずではなかった」とならないためにも、種類ごとのメリット・デメリットを近隣の方などにも説明し、合意を得ることも大切です。

〈図表 26〉主な防音壁の種類①(例)

種類	遮音タイプ	吸音タイプ	採光タイプ	
外観				
特徴	アルミ樹脂積層複合材 +吸音樹脂	パンチングアルミ樹脂 +鋼板+吸音樹脂	ポリカーボネート板を組み 合わせたタイプ	
	透過音が少なく、遮音性 が高い。 他タイプと比べ安価。	吸音性能により、音源側 への反射音を軽減でき る。	透明な材質を使用する ことで、採光に配慮。 遮音パネルと組み合わせ ることが可。	
透過 損失	400Hz 1000Hz	30.6dB 48.0dB	27.7dB 37.1dB	21.5dB 28.2dB
設計価格 (2m 高さ)	88,770 円/m (パネル、柱、金具を含む)	106,280 円/m (パネル、柱、金具を含む)	116,930 円/m (パネル、柱、金具を含む)	

出典: 建材メーカーA 社資料

〈図表 27〉主な防音壁の種類②(例)

タイプ	遮音タイプ	吸音タイプ	
外観			
特徴	防腐処理合板+加圧処理木材 (JIS K4)	防腐処理合板+加圧処理木材 (JIS K4) +吸音材	
	防腐処理木材を使用することで、通常の木材に比べて耐久性が高い。意匠の追加取り付けが容易。 透過音が少なく、遮音性が高い。	遮音タイプと同様に防腐処理木材を使用。吸音性能により、音源側への反射音も抑えるので、都市部での使用にも適している。	
透過 損失	400Hz 1000Hz	26.2dB 34.6dB	27.3dB 36.3dB
設計価格 (2m 高さ)		40,000 円/m (パネル材のみ)	60,000 円/m (パネル材のみ)

出典:木材メーカーB 社資料

※透過損失:壁などにぶつかる前と壁を透過した音の大きさとの差。壁などの遮音性能を表す数値。

なお、材料試験による測定結果のため、実際の効果は異なる可能性がある。

※設計価格:設計価格は定価であり、防音壁本体のメーカーから工務店等への販売価格とは異なる可能性がある。なお、工事費等は別途必要。

地域との共生という観点からは、防音壁を設置することで近隣住民と物理的に分断され、互いの活動や暮らしが見えなくなることからその後の関係性を築きにくくなるという指摘もあります。設置にあたっては、これらの点にも留意しておきましょう。

【コラム 7】防音壁に関する補助制度 ～保育所等整備交付金 防音壁整備事業

保育所等整備交付金の一部として、近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等（既存園を含む。）の防音壁設置に係る費用を補助する事業です。

工事請負契約等を締結する単位ごとに、下記のように定められています。

- ・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備
(市町村が必要性を認めたものに限る)
- ・防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たりの基準額 3,128,000 円
(国が 1/2 相当を負担)

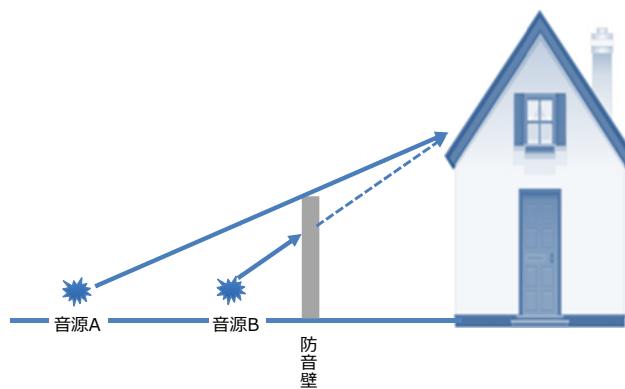
参考:平成 28 年度保育所等整備交付金交付要綱

【コラム 8】防音壁と音の届き方

壁による防音効果は、音源と壁の位置によっても異なります。

隣接住宅の2階などへの防音効果を期待して防音壁を設置する場合には、2階から直接音源が見通せないレベルまで防音壁の高さをあげる必要があります。

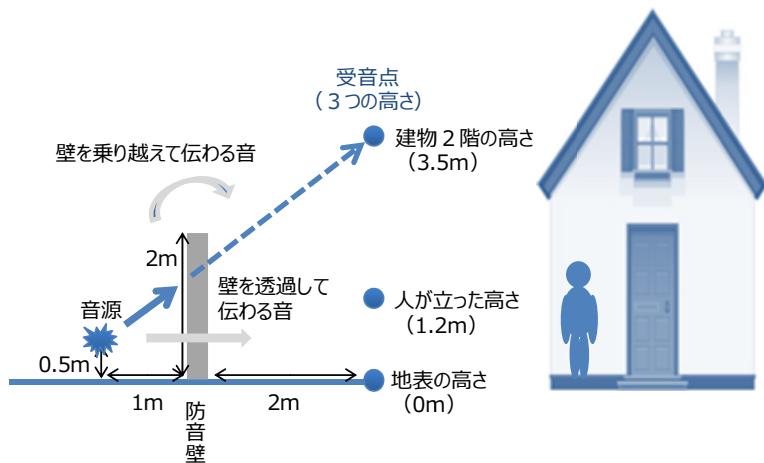
〈図表 28〉音源の位置による音の届き方の違い



ただし、音は透過・回折するため、直接音源が見通せない高さの防音壁を設置しても、隣接する住宅への音を完全に防ぐことはできません。

メーカーによる音響試験では、例えば下記の低減効果が得られています。なお、これは一般的な模擬音源を想定した場合の低減効果のため、実際の効果は、防音壁を設置する環境や施設からの音の種類によっても異なります。

〈図表 29〉防音壁による低減効果(例)



受音点の高さ	図表 26 の遮音タイプの低減効果
3.5m	約 10dB 低減
1.2m	約 14dB 低減
0m	約 16dB 低減

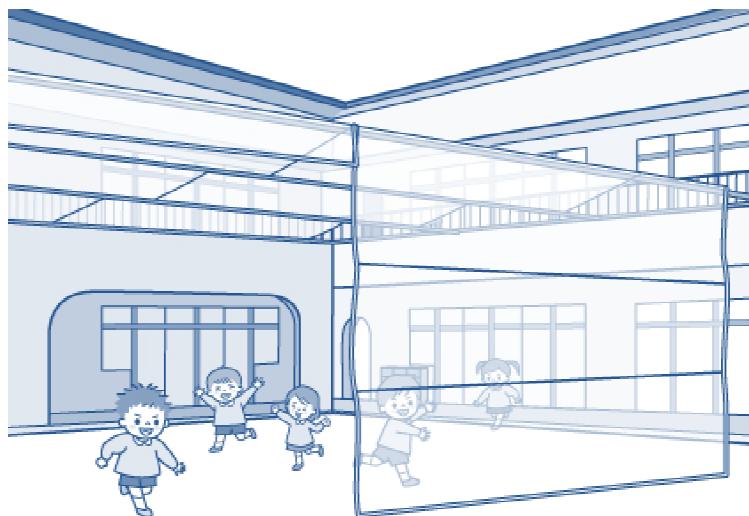
出典：建材メーカーA 社資料

■園庭にテント等を張る

園庭の上空や住宅との境界にテントのような布を張ることで、雨や日差しをよけることができるだけでなく、心理的な効果が期待できます。可動式テントであれば、近隣との関係次第で開放することも可能です。

なお、開設後に設置することもできますが、設計時であれば、テントの取り付けを想定した構造や設備にできるため、テントの種類や設置場所を選択しやすくなります。設計時に建築事務所に相談してみてください。

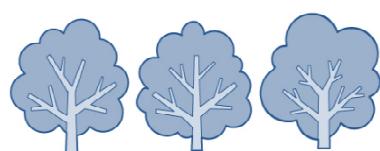
〈図表 30〉テントの事例



■敷地境界に植栽する

敷地境界に植栽することで、心理的な効果が期待できます。住宅と子ども施設をゆるやかにつなぐ植栽は、子どもにとっても楽しく、見た目もよいため、敷地境界によく採用されます。

ただし、植栽は落ち葉、虫、枝などが苦情の原因になることもあるため、植える場所を工夫とともに、剪定など維持管理をしっかりと行うことが重要です。（53 頁：(3)植栽 参照）



C) 運営での取り組み

■音が出る時間帯を事前に地域にお知らせする

音が出る時間と種類があらかじめわかることで、音に対するストレスが減る可能性があります。普段の子ども施設における1日のスケジュールや、園庭で遊ぶ時間帯などについて、事前に地域にお知らせしておくこと、また、イベント時や夏場のプール、園庭で遊ぶ時間を延長するなど、普段よりも大きな音が出るときは、周知する範囲を広げることも大切です。

迎えの時間に園庭で遊ぶ声に対する苦情が多いのも同様の理由です。近隣にお知らせしているスケジュールを意識し、保護者にも協力を求めましょう。

■イベント時以外の楽器音は極力控える

楽器の音はとても響きます。子どもの声は気にならなくても、楽器の音がし続ければ、苦情につながる可能性は高くなります。イベント時以外には園庭で楽器を演奏するのを極力避けるなど、楽器の音には十分な配慮をすることが重要です。

■職員への注意喚起

高い子どもの声のほうが大きく聞こえるという性質はありますが、大人の声にも苦情は寄せられています。大人の声に対しては感じ方が違うことを認識しておく必要があります。

指導に熱が入ったり、子どもを注意しているときなどは、職員の声も大きくなることがあります。ときには、厳しい口調になると、特に気になる音として聞こえるようです。さらに、言葉づかいによっては、周りには耳触りに聞こえることもあるため、注意が必要です。

【コラム 9】子どもへの接し方と子どもの声

子どもに接する時には、大きな声を出さざるを得ないときもありますが、指導するときや話をする時に、常に大きな声が必要なわけではありません。職員が大きな声を出し続けると、子どもたちは大きな声を出さないと聞かなくなります。そうすると、子どもたちの話声も同じように大きくなってしまいます。

現在は大きな音が苦手な子どもも増えています。活動の中で子どもたちを叱ることもあるでしょう。しかし、いつでも大きな声でする必要はありません。大切なことは静かな場所で丁寧に伝える方が子どもによく伝わります。必要以上の音や声を出さなくともよい穏やかな環境づくりが、結果的に施設からの音を抑制することにもつながります。日頃から職員の話し方を検討することも大切です。

(2) 屋内の音

苦情等の例

- ・子どもの声
- ・楽器の音
- ・泣き声
- ・歌声
- ・職員の声

施設内での音に関しては、子どもの声、泣き声、歌声に関する苦情、楽器の演奏音に関する苦情があります。また、子どもの音だけでなく、職員の声や、言葉づかいが耳障りなどの苦情もみられます。

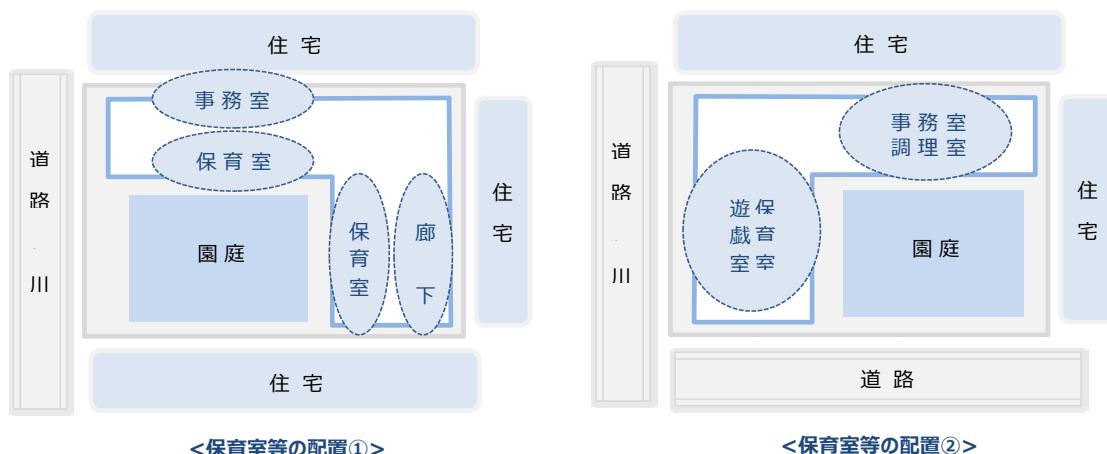
建物の中の防音については、建物や屋内の部屋の配置計画、そして建物に使用する資材の選択などにより、ある程度の防音効果が得られます。周辺の環境等を踏まえて効果的な対策を建築事務所に提案してもらいましょう。その際、音の出し方、その場所などは施設の保育・教育方針によっても異なるので、それを建築事務所に伝えることが重要です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■住宅から離れた場所に保育室、遊戯室を配置

遊戯室は大勢で歌ったり、楽器を演奏することから、子ども施設の中でも大きな音が発生する場所です。また、保育室も子どもの声が響きます。住宅側には、廊下や事務室などの他の部屋を配置して、住宅との距離を取ったり（図表 31：配置①）、住宅から遠い場所に配置する（同図表：配置②）ことで、音の減衰、遮音効果が見込めます。

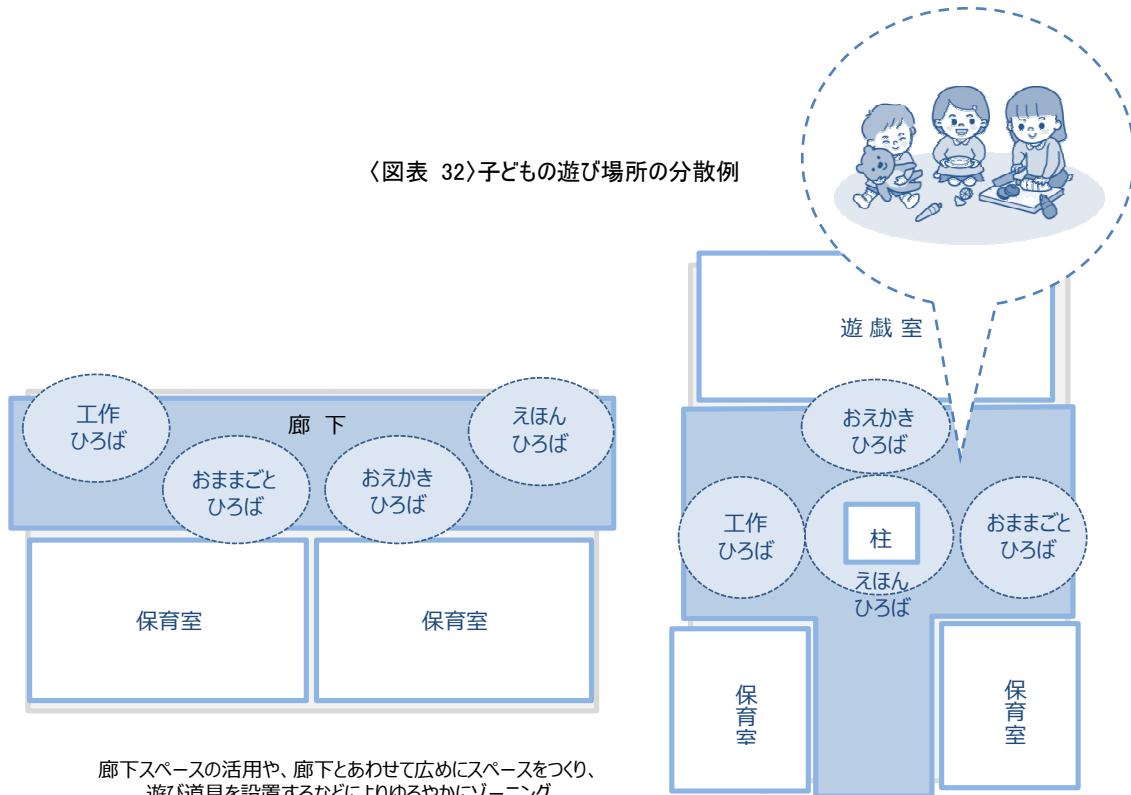
〈図表 31〉保育室と遊戯室の配置例



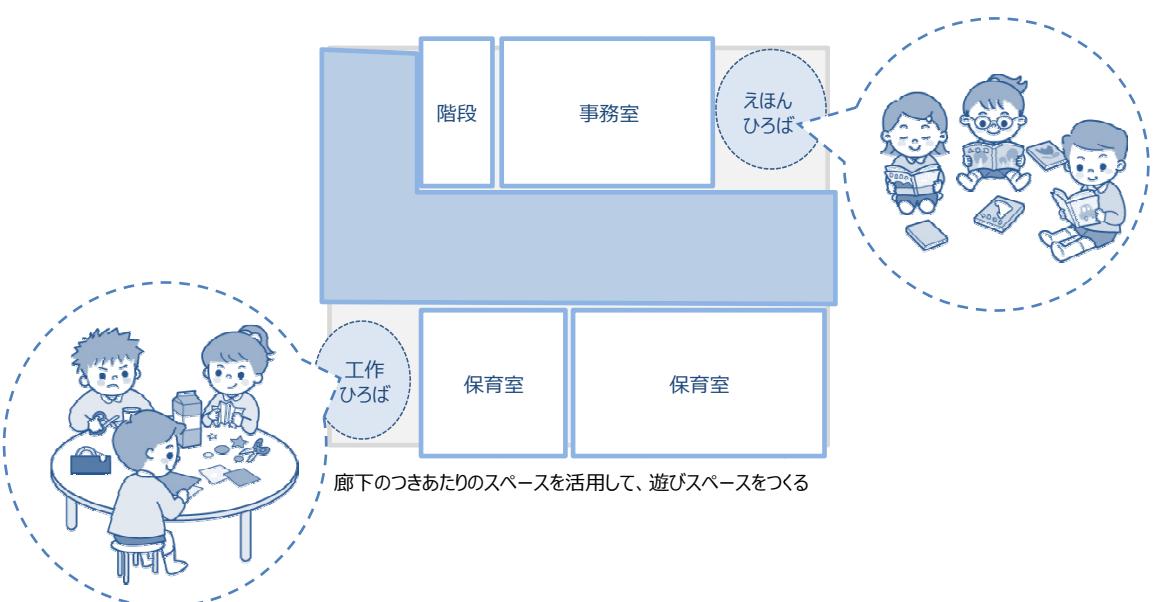
■子どもの遊ぶ場所の分散

25頁の屋外での配置の工夫と同様に、図表32のように、遊戯室など大勢の子どもが遊ぶスペースを確保しながら、子どもたちが遊べる適度なスペースを複数つくることで子どもが分散し、子どもの声は小さくなります。音が伝わることを抑制するだけでなく、そもそも音の大きさを小さくする工夫です。

〈図表 32〉子どもの遊び場所の分散例



廊下スペースの活用や、廊下とあわせて広めにスペースをつくり、遊び道具を設置するなどによりゆるやかにゾーニング

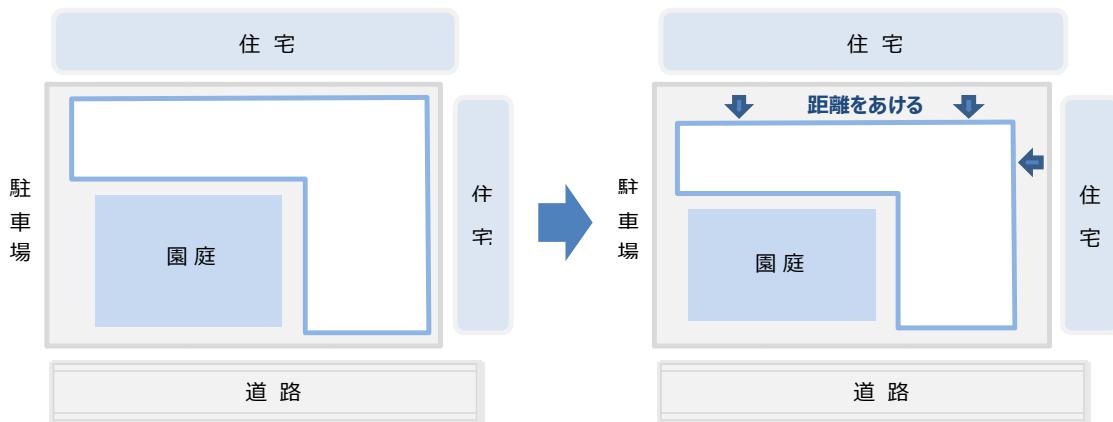


廊下のつきあたりのスペースを活用して、遊びスペースをつくる

■住宅から離して建物を設置

音は、離れるほど減衰して小さくなります。住宅が近接している建物と敷地境界の距離をあけて、そのスペースは、搬入用の動線で利用するなど敷地を有効活用することもできます。

〈図表 33〉敷地境界からのセットバック例



■住宅が隣接する側の窓を工夫する

音は、壁よりも、窓のほうが伝わりやすくなっています。そのため、住宅が隣接する側では、二重サッシなど防音効果の高い窓を使用する、窓を小さくする、住宅側の窓の位置とずらすなどの工夫ができます。

ただし、窓を小さくする場合は、建築基準法等の関係法令に基づく採光基準にも注意する必要があります。防音効果は、面積を半分にしても 3 dB ほどに留まります。



B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■窓に二重サッシを設置

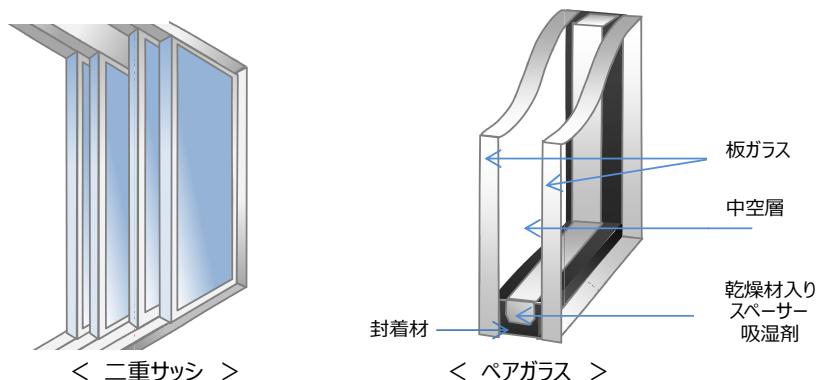
音は、窓ガラスのサッシのすき間から漏れるため、二重サッシにすることで防音効果が上がります。また、窓ガラスの種類によっても、防音効果が異なるため、ガラスを効果的に組み合わせることを専門業者に相談する手法もあります。

※ペアガラス（複層ガラス）の防音効果について

ペアガラスは、断熱効果は高いですが、防音効果は低いという性質があります。

ペアガラスは断熱効果を高めるために、2枚のガラスの間に空気の層が入っている構造をしていますが、共鳴効果が生じ、一般的に窓ガラス等で利用されている3ミリガラスよりも遮音性が低くなることがあります。ただし、メーカーによっては、遮音性の低下を防ぐ構造上の工夫をしているものもあります。

図表 34)二重サッシとペアガラスの構造の違い



■防音カーテンの設置

防音カーテンは、特に高音を通しにくいため、普通のカーテンよりは防音効果があります。カーテンは、サイズや設置の仕方によっても防音効果が変わるために、音の漏れるすき間をなくすように窓をしっかりと覆うことが大切です。腰窓でも、カーテンを床までにすることで効果が上がります。

■内装に吸音材を取り入れ、室内の反響を防止

子どもの声は、高音のため反響しやすい特性があります。声が反響すると、聞き取りづらくなることから、より大きな声を出す悪循環が生じるため、保育室や遊戯室などの内装に吸音材を取り入れることにより、室内の反響を抑え、声の大きさそのものを抑制する効果が期待できます。（20 頁：コラム 5 参照）

なお、大阪府では子ども施設の内装を木質化する事業を行っています（35 頁：コラム 10 参照）。木質の内装は、ラバータイルなどよりは吸音効果がありますが、それだけでは効果は限定的です。例えば天井や壁に、より吸音効果の高い内装材を取り入れるなどの工夫をすることで、木の材質感と併せ、落ち着きのある室内空間が期待できます。

【コラム 10】子育て施設 木のぬくもり推進事業

大阪府では、自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐため、平成 28 年 4 月からの 4 年間「森林環境税」による新たな取り組みをスタートしました。

その取り組みのひとつが「子育て施設 木のぬくもり推進事業」で、幼稚園や保育所などを改修する際に、床や壁の内装などを木質化するための工事費等を補助するものです。子ども施設を木質化することにより、子どもの育成環境の充実を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進、そして府内の森林資源を循環利用することで健全な森林保全に資することを目的としています。

平成 28 年度事業募集では、36 施設が選定され、保育室等の木質化が進められています。

〈図表 35〉子育て施設 木のぬくもり推進事業概要

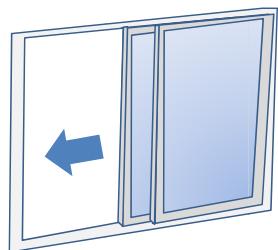
対象施設	大阪府内の幼稚園及び認可保育所（認定こども園を含む）など
対象経費	対象施設内の子どもが利用する場所 ^{※1} の内装等 ^{※2} 及び木製建具をおおさか材 ^{※3} により木質化するために要する工事請負費 ^{※4} 及び設計費 ※ 1 子どもの教育又は保育を行う場所であって、保育室、遊戯室、廊下及びテラス ※ 2 床、壁（現しの木製壁含む）、ウッドデッキ等の面的な部分。 家具（机・椅子等）、遊具は対象外 ※ 3 大阪府が認定した地区内で伐採・生産された木材を、大阪府に登録された認定事業者が製材した木材 ※ 4 現在の床材等を剥がす作業、下地を造作する作業等を含む、内装等の木質化に要する全て
補助額	1 施設あたり 250 万円が上限額 補助対象経費の 1 / 2 以内
主な要件	(1) 使用する木材は、原則として、「おおさか材」（認証材）を使用すること。 (2) 使用するおおさか材の量が、木質化する各場所の面積 1 m ² あたり 0.01 m ² 以上であること。 (3) 子どもの保育や教育活動に活用する一室以上の床・壁などの内装を木質化すること。 (4) 内装木質化や木材の良さを地域に広く PR を行うため、木質化の観察や見学会の開催など年 6 回以上の木育活動を行うこと。 (5) 整備後の効果等を把握するためのアンケート調査へ協力すること。



C) 運営での取り組み

■ 窓を閉めて音漏れを防止

窓を閉めて音漏れを防ぐのは、基本的な方法ですが、特に子どもの高い声には効果があります。ただし、換気など窓を開放することも必要なため、窓を開放する場所や時間帯に配慮することが必要です。



■ カーテンを閉める

防音カーテン（34 頁参照）ほど効果はありませんが、カーテンで窓を覆うと一定の防音効果がみこめます。カーテンを閉めるときは、窓を覆うようにしっかりと閉めることが重要です。

■ 太鼓に布をかぶせてたたく

太鼓の音は、衝撃音のため、同じ音の大きさでも人の耳にはより大きく感じられる傾向にあり、5 dB程度大きく聞こえるといわれています。また、突き上げるような音の質も余計にうるさく感じる要因であり、苦情につながりやすい音といえます。

そのため、太鼓の音を小さくするために実践されているのが、太鼓に布をかぶせてたたく方法です。布により太鼓に伝わる力も弱くなり、太鼓の振動を布が抑えてくれることにより、音が小さくなります。練習の時や人数が多い場合には、このような対応策が効果的です。



■大きな音が出る時間帯を事前に地域にお知らせする

音が出る時間と種類があらかじめわかっていると、音に対するストレスが減る可能性があります。子ども施設における年間の行事予定や1日のスケジュール、窓を開ける時間帯などについて、事前に地域にお知らせすることも大切です。特に、イベント時や太鼓の音など普段よりも大きな音が出るときは、お知らせしておくようにしましょう。



■職員への注意喚起

前述の通り、子どもの声への苦情だけでなく、大人の声への苦情もよくあります。日頃から、必要以上の大きな声になっていないか、意識することが大切です。30頁のコラム9で紹介したように、苦情等への対策というだけでなく、子どもにとっても穏やかな環境づくりが望されます。



(3) 放送音

苦情等の例

- ・スピーカーからの音楽、声
- ・拡声器、職員の呼び出し声

敷地の狭い子ども施設では、園庭で使用するスピーカーの音や、拡声器の声、施設内での放送設備を使った職員の呼び出しなどの放送音に関する苦情も多く発生しています。そのため、最近はイベント時や災害時を除き、ほぼ使用していない施設も多くなっています。

多くの施設において、放送設備の使用場所は園庭です。そのため、放送設備を設置するときには使い方を想定し、必要以上に大きな音が近隣に届かないように工夫しましょう。

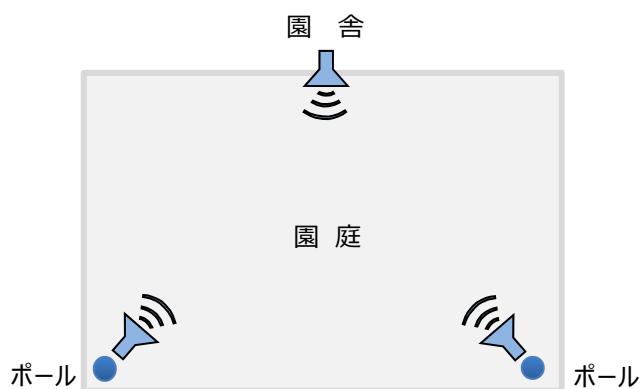
A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■スピーカーの配置の工夫

屋外では、園庭全体に音を届けようすると、音量を大きくしてしまうため、結果として近隣に伝わる音も大きくなり、苦情につながりやすくなります。

そこで、スピーカーを園庭の中で分散させることで、小さな音でも園庭内に音を届きやすくしている施設もあります。

〈図表 36〉スピーカーの分散配置例



■指向性スピーカーの使用

設置するスピーカーによって、音の広がりかたや届きかたが変わってきます。音が聞こえる範囲を調整できる指向性スピーカーを導入することで、近隣に伝わる音を小さくすることが可能です。

また音量の調整幅が広い放送設備を導入することで、状況に応じて音量を調整する方法もあります。

〈図表 37〉近隣への音に配慮したスピーカー例

■トランペッتسピーカー



■指向性の高いスピーカー



B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■ポータブルワイヤレススピーカーの使用

スピーカーの分散配置は、ワイヤレススピーカーでも可能です。活動の状況に応じて、スピーカーの位置を変更し、音を届けたい場所におけるメリットがあります。

■職員の呼び出しをトランシーバーで行う

施設内の放送設備を使わず、職員の呼び出しをトランシーバーで行っている施設もあります。

C) 運営での取り組み

■限定的な使用

日常的に大きな音がでていると、苦情につながりやすくなります。イベント時に限定し、使用する際には近隣に説明に行くなど配慮しましょう。また、使用にあたっては、使用する時間帯や音量レベルの上限を設定し、職員に周知しましょう。

(4) 設備音

苦情等の例

- | | | |
|----------|--------------|----------|
| ・空調の室外機 | ・換気扇の音 | ・門扉の開閉音 |
| ・防犯用アラーム | ・ポールの上の回転滑車音 | ・設備位置の変更 |

子ども施設では、設備音の苦情も多くあります。

施設開設後でも、設備自体の取り換えや位置の変更などできますが、建設時に実施しておけば不要だった費用が発生します。苦情等の例で紹介したものを参考に、設計段階で十分に対策を検討することが重要です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■室外機を屋上に設置

空調の室外機からは稼働音が発生しますが、一般の住宅よりも数や規模が大きいため、大きな音が出ます。また、敷地境界と建物のすき間に室外機を設置するケースでは、隣の住宅との距離が近くなり、音も反響しやすくなります。

建設後に室外機を移動すると、数百万円単位での費用がかかる場合もあるため、設計時点で注意しておくことが大切です。

■調理室の換気設備は住宅とは離れた側に設置

調理室の換気扇は、排気口から音がでます。そのため、換気扇の排気口を住宅とは離れた場所や、異なる向きに設置するなどの配慮が必要です。

また、調理のにおいて周辺の住宅にいかないようにするために排気口を建物の屋上に設けることもあります、排気ダクトが長くなるほど排風機のパワーが必要となり、音は大きくなってしまうため、周辺の状況に応じた配置が必要です。（51 頁：「調理室の換気扇の排気口を屋上にあげる」参照）

■開閉音の静かな門扉の設置

使用している人は気にならない門扉の開閉音も、大勢の人が出入りする施設では、音の発生頻度が多いことや、門扉の扱いが乱暴になりがちなため大きな音になっている可能性があります。

子どもや保護者を含めた多くの人が使用する門扉は、発生音の小さなものを選択することで、誰もが静かに使えるようにすることができます。

B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■室外機に防音パネルや防音壁を設置

空調の室外機の音の配慮として、防音パネルや防音壁を設置する方法があります。音源である室外機の横や周囲に防音パネル等を設置することで、比較的高い防音効果が得られることから、近年は一般家庭の室外機でも用いられています。

■換気設備の排気口に防音設備をつける

換気設備の排気口に防音用のフードやカバーを設置し、排気口からの音を低減することが可能です。

C) 運営での取り組み

■ポールの上の回転滑車の固定

屋外の設置物は、ポールの上の回転滑車など、風によって動くものから予想外の音が発生していることもあります。少しの音であっても常に出てると気になり、苦情の原因にもなります。

鯉のぼりのポールの上部についている矢車等の回転滑車の音が気になるという苦情があり、滑車が回らないように固定したという施設もあります。



■防犯用アラーム音の適切な設定

子ども施設の防犯用のセンサーが、虫や猫などに反応し、夜中にアラームが鳴り響き、苦情が寄せられた事例があります。

防犯装置は、警備会社と相談し、センサーの感度を下げる、アラームがなる範囲を最適にする（重要な場所以外は警備会社への通報機能のみとするなど）ことも大切です。

(5) 保護者の声

苦情等の例

・送迎時の保護者の声

・送迎バスの停留所での保護者の声

子ども施設で多い苦情のひとつが、送迎時の保護者の話し声です。特に、保育所（園）では夕方の迎えの時間帯の話し声が、幼稚園では送迎時に加えて送迎バスの停留所での話し声も苦情になっていきます。

保護者同士の交流は、子育ての観点からとても重要なことです。話し声については、保護者自身が気をつけてなくてはならないことです。近隣に迷惑にならないよう、保護者の交流の機会をどうやってつくっていくかを考える必要があります。

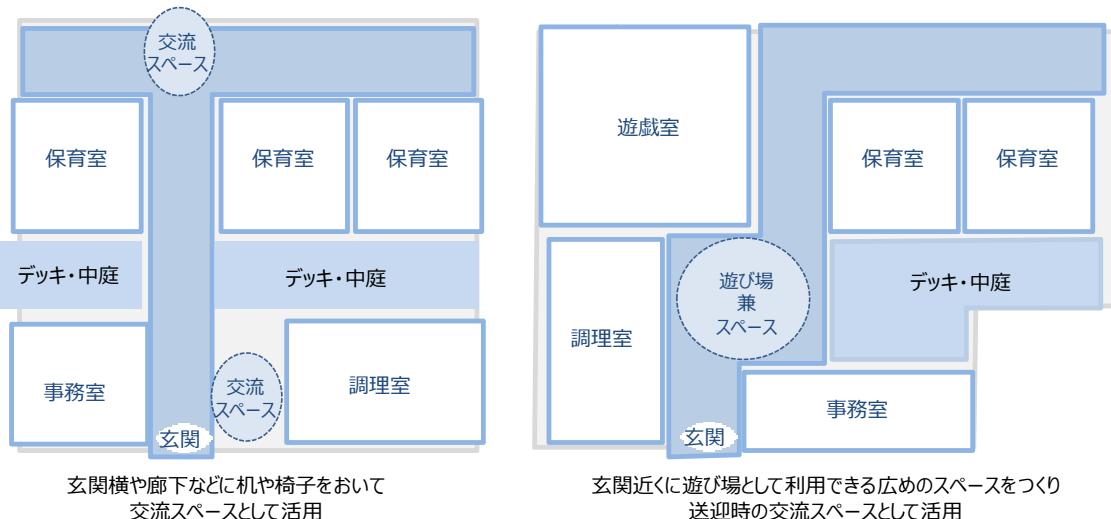
A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■屋内の保護者の交流スペースの確保

保護者同士の交流は重要ですが、屋外での会話は苦情につながりやすいため、送迎時の外での会話を禁止せざるを得ない施設もあります。一方で、施設の屋内に保護者が交流できるようスペースを確保している施設もあります。

送迎時の保護者の交流には、ちょっとした立ち話ができることが大切です。そのため、保護者の交流スペースとして専用の部屋を設けるのではなく、玄関ホールを広めに確保したり、玄関や廊下に机やイスを置いて交流スペースにする、玄関近くに広めのスペースをつくることで送迎時の交流スペースとしても利用できるようにするなどの工夫もされています。

〈図表 38〉保護者の交流スペース例



C) 運営での取り組み

■保護者へ理解と協力を求める

保護者同士の交流は重要ですが、近隣からの苦情についてはきちんと保護者に伝え、声の大きさや時間に十分配慮してもらう必要があります。送迎時の保護者同士の会話を禁止せざるを得ないことにならないよう、保護者にも理解と協力を求めましょう。その際に、子ども施設と地域の共生のためには、保護者の協力が不可欠であることを、丁寧に説明していくことが大切です。

なお、通常は送迎時の保護者同士の会話を禁止したり、保護者にすぐに帰るよう指導している施設もありますが、定期的に保護者同士が交流する機会を設けるなどの方法により、保護者同士の交流を大切にする取り組みも行われています。

■送迎のバス停位置の検討など

送迎バスのバス停での保護者の声に対する苦情もあります。

バス停は、できるだけ住宅から距離を取るなど位置を検討し、また、保護者への注意喚起も重要です。苦情が寄せられたためにバス停を廃止せざるを得なかった事例もあり、そうなる前に配慮することが大切です。



(6) イベント時の音

苦情等の例

- ・放送音
- ・大勢の人の声
- ・イベントの準備の音

イベント時は、放送音や楽器音、大勢の人が集まることによる声についての苦情などがみられましたが、近隣への事前のお知らせなどにより、理解いただいているケースが大半です。ハード面での防音対策よりもソフト面での対応が主となっています。

C) 運営での取り組み

■イベント開催を事前に地域にお知らせする

地域への説明方法は、訪問や、チラシ投函など様々ですが、大半の施設で、運動会やお泊り会などのイベントの開催を事前に地域に説明しています。

事前のお知らせをしているイベントは運動会だけでなく、お泊り会などの通常と異なる時間帯や人が多く集まる企画についても説明しているという施設が多くなっています。プールの開始時や、夏季に園庭で遊ぶ時間を延長した場合など、音が出る時間帯が変わった場合に寄せられる苦情も多く、通常と異なることを行う場合にはこまめにお知らせすることが大切です。



■イベント準備の時間帯や音にこそ配慮が必要

地域の方がイベント時の音について理解されている主な理由は「一時的なことだから」です。ある程度の期間にわたってイベントの練習や準備による音が発生する場合は、イベントの予定とあわせて事前にお知らせするとともに、練習の時間帯や音量を配慮することが必要です。

また、子どもたちがいない時間に準備を行なう場合には、時間帯にも配慮しましょう。

(7) 搬入音

苦情等の例

- ・業者の搬入音

子ども施設では、調理室への食材の搬入やごみ収集などの業者が出入りする時間帯が、施設の運営時間外である早朝になることも多いため、苦情が発生しやすくなります。業者の搬入ルートや搬入時間などの設定でも近隣への配慮が必要です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■業者の搬入ルートの工夫

施設配置の都合で搬入口が敷地の奥まったところになる場合は、台車等での搬入で音が響かないような床面の資材を選ぶなどの工夫をしましょう。

C) 運営での取り組み

■搬入時間の変更

搬入音に関する苦情を受け、早朝の搬入を禁止した施設もあります。できる限り、周りの生活時間帯をふまえて、搬入時間を設定することが大切です。

■出入り業者への協力依頼

車両のドア開閉音など、出入りする業者の方に搬入音が小さくなるよう配慮してもらうことも大切です。



2. 「交通」に関する苦情・トラブル

(1) 送迎車両

苦情等の例

- | | |
|---|-----------------|
| ・違法駐車がある | ・駐車車両で渋滞が発生している |
| ・駐車場からの出庫時があぶない | ・スピードを出しすぎている |
| ・ワインカーを出さない車がいる | |
| ・通学路と送迎ルートが重なると危険なので、通学路を避けた送迎ルートにしてほしい | |

車での送迎がある子ども施設で多いのが、送迎車両に関する苦情です。計画段階では送迎車両の駐停車による渋滞を心配する声や、送迎車両により交通量が増えること、小学生の通学路と送迎車両のルートが重なることによる安全性への懸念などが寄せられています。開園後には駐停車に対する苦情や、スピードの出しすぎ、ワインカーを出さないなどの運転マナーに関する苦情が発生しています。

送迎時間が集中する子ども施設では、駐車場が足りないことや、敷地内に駐車場をつくると施設や園庭のスペースに余裕がなくなるなどの課題もあります。

敷地の選定、送迎ルートを想定した出入口の設定、駐車場の確保など、計画段階での検討に加え、運営面でのルール化や保護者のマナーに関する指導などのソフト面での対応も重要になります。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■敷地に接道する道路幅や周辺の道路状況を確認する

子ども施設の整備用地を選定する時は、周辺の道路幅や交通量などを確認することが大切です。車での送迎を可とする施設では、送迎車両の台数や駐車時間などを検討し、周辺の道路状況への影響が大きいと判断される場合は、別の場所に駐車場を確保して歩いてもらうなど、施設の運営方針とあわせて検討する必要があります。

また、敷地の出入口をどこにするか、どこに駐車場をつくるべきかの見極めも重要です。バス通りでの路上駐停車が発生しないようにすることや、駐車場や車寄せなどのアプローチ、右折禁止、一方通行などのルールなど、送迎車両の動線を想定しながら、総合的に設計する必要があります。

建築事務所と一緒に周辺道路状況をきちんと調査し、運営上のルールとあわせて設計を行ったうえで、地域への説明も丁寧に行なうことが重要です。

■駐車場の確保

送迎時間が集中する子ども施設では、駐車場が不足しがちです。同じような立地条件や規模の他施設における送迎状況を調査し、実態を把握するなどした上で、必要な対策を講じておく必要があります。

子ども施設の敷地内で可能な駐車場台数を確保するとともに、周辺に駐車場として使用できそうな

土地がないかも確認しておきましょう。また、子ども施設が送迎用の駐車場を必要とする時間帯は限定的であることから、近隣に広い駐車場を有している施設がある場合は、一時的に使用させてもらっているという事例もあります。

B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■新たな駐車場の確保

開設後の送迎状況によって、敷地外に新たに駐車場を確保している施設もあります。しかし、少し離れた場所になるため、保護者にとって使い勝手が悪く、あまり活用されないこともあるようです。
有效地に駐車場を活用するためには、誘導するなどの運用上の工夫も大切です。

C) 運営での取り組み

■徒歩・自転車での送迎の呼びかけ

できるだけ送迎車両の台数を減らすことが重要です。車で送迎せざるを得ない事情を除いて、可能な限り徒歩や自転車での送迎を呼びかけていきましょう。

■保護者へのルールの周知

車で送迎する保護者には、交通ルールとマナーを守ってもらわなければいけません。送迎ルートでの一方通行、右折禁止など、施設独自のルールだけでなく、一般的な交通ルールに関する苦情も寄せられているのが現状です。保護者に対しては、施設だよりや個別の注意など、定期的に粘り強くルールを周知することが重要です。

■送迎時間帯に交通整理を実施

送迎に関する苦情等があった施設では、送迎時間帯に職員や警備員を配置し、路上に駐停車をしないよう、駐車場への誘導や指導をする等の対応が行われています。しかし、人手、人件費をどう確保するかという課題も大きいのが実情です。

(2) 送迎自転車

苦情等の例

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・歩道に駐輪していて危ない | ・別の駐輪スペースに止めている人がいる |
|---------------|---------------------|

車両での送迎だけでなく、自転車での送迎についても同様の苦情が発生しています。駐輪スペースの十分な確保、歩道での駐輪の禁止など、設計時の工夫と合わせて、運営面での対応も大切です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■敷地内に駐輪場を十分に確保する

駐輪場については、敷地内にスペースを確保することが重要です。（駐輪場を離れたところに確保してもあまり利用されません。）近隣の既設施設を参考に、自転車による送迎台数を想定し、敷地内に十分な台数の駐輪場を確保することが大切です。

C) 運営での取り組み

■保護者へのルールの周知

周辺道路の安全性の観点から、施設の駐輪場内にきちんと停めるよう定期的に粘り強くルールを周知することが重要です。

■送迎時間帯に交通整理を実施

駐輪場にきちんと停めない、はみ出しているなどの苦情が発生している施設もあり、送迎時間帯に定期的に職員が注意喚起している施設もありました。また、駐輪場が駐車場と近接している場合に、送迎車両の誘導を行う職員等が駐輪場にも注意をはらうようにしている事例もありました。



3. その他の苦情・トラブル

(1) 砂ぼこり

苦情等の例

- ・園庭の砂が飛んでくる
- ・園庭の砂で洗濯ものや窓が汚れる

園庭の砂が風で舞うことで、隣接している住宅の窓や洗濯物、駐車場の車が汚れるという苦情があります。砂ぼこりの問題は、子ども施設だけでなく、小中学校の校庭でも同じような課題が発生しており、近隣住民の悩みのひとつとなっています。

砂の入れ替えや舗装の変更は開設後でも可能ですが、費用がかかります。また、砂にもいろいろな種類があるため、保育・教育方針を踏まえて選択することが大切です。芝に変更したという施設もあります。

B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■砂ぼこりが通りにくいフェンスを設置

敷地境界に植栽やフェンスを設置することで、砂ぼこりを防ぐのも一つの方法です。しかし、砂ぼこりを防ぐフェンスは目が細かく、風通しが悪くなるため、近隣と協議の上で決定することが重要です。

■砂ぼこりの出にくい砂を使用

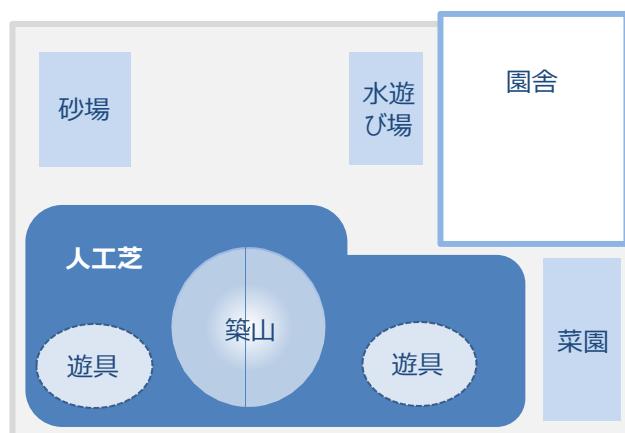
砂ぼこりの課題に対応するため、比重の重い砂や、樹脂を使い飛びにくくしている砂などが開発されています。使用する砂を、このような飛散しにくいものに変えることで、砂ぼこりを防ぐことができます。

■芝にする

園庭の舗装を芝に変更することで、砂ぼこりの発生源をなくします。小中学校では人工芝を導入するケースも増えてきていますが、子ども施設の場合には、砂で団子をつくりたり、砂遊びをしたりするなど、砂であることを大切にしている施設が多くなっています。

そこで、芝と砂の両方のスペースをつくることで、砂を使用するスペースを少なくし砂ぼこりを防止している施設もあります。このように園庭の中でのゾーニングは、子どもの遊び場所を分散させることで音の対策にもなっています。

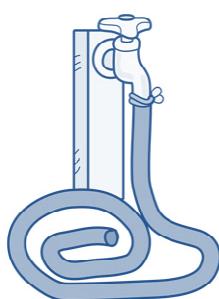
〈図表 39〉園庭のゾーニング例



C) 運営での取り組み

■こまめに水をまく

簡単にできるのは、こまめに水をまき、砂の乾燥を防ぐことです。空気の乾燥する季節には、特に配慮をしましよう。



(2) におい

苦情等の例

- | | |
|------------|--------------|
| ・調理室からのにおい | ・換気扇からのにおい |
| ・トイレからのにおい | ・ごみ置き場からのにおい |

子ども施設のにおいに関する苦情等で最も多いのが、調理室から出るにおいです。音と同様に、においについても、人によって感じ方が異なります。また、一度不快と感じたにおいは、敏感になることもあります。

調理室からのにおいの対策は、運営上の工夫だけでは難しいことが多いため、調理室の位置、近隣住宅との向きや距離、高さ及び風向きなどを考慮した換気方法を選択するなど、設計時に工夫しておくことが大切です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■調理室の排気ダクトを屋上にあげる

調理室と住宅との距離が近い施設では、屋上まで排気ダクトをあげ、排気しているケースが多くなっています。

なお、複数階層の施設の場合、屋上まで排気を上げるための送風機の稼働音が大きくなることから、音の苦情につながる可能性があるため、設備の設置場所にも配慮が必要となります。

■調理室の換気扇の排気口は住宅とは異なる向きに設置する

住宅密集地の場合は、調理のにおいが周辺の住宅にいかないようにするために、換気扇の排気口を建物の屋上に設け、上空に向かって排気します。これは、住居とは異なる向きに設置するとともに、高いところから空気を排出して、においを薄くするためです。

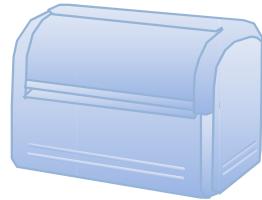
一方、調理室の換気扇は、排気口から音が出ますが、排気ダクトが長くなるほど排風機のパワーが必要となり、音は大きくなってしまいます。周辺の状況に応じた配置が必要です。（40 頁：「調理室の換気扇の排気口を屋上にあげる」参照）

■トイレの位置を工夫する

日常の管理により、トイレからのにおいはほとんど発生しませんが、住宅に近い場所にトイレを配置されることで、においの心配をする方もいます。トイレの窓が住宅側に向かないようにしたり、トイレを住宅から離れた場所に設置するといった設計上の工夫をしている事例もあります。

■ごみ収納庫を設置する

ごみ置き場からのにおいを心配する方もいます。においだけでなく、ごみが見えること自体に抵抗を感じることもあります。ごみ収納庫を設置するなど対策を講じることが大切です。



B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■調理室の換気扇の排気口の位置を変える

調理室の排気口の位置を変えるために、1階の排気口から屋上まで排気ダクトを後付けで設置することも可能です。

しかし、ダクトや排風機などの設備費用だけでなく、屋上までの配管工事費も必要となります。また、後付けのダクトは、施設の外壁から屋上にあげるため、外観上の問題もあります。

■調理室に、脱臭設備を設置する

飲食店などに向けた高性能の脱臭設備も開発されています。設備本体の費用は高くなりますが、維持管理の負担を軽減できる設備もあり、子ども施設の調理室でも導入している事例があります。

C) 運営での取り組み

■調理室の排気口や排気ダクトのメンテナンスを定期的に行う

換気扇や排気ダクトの汚れがにおいの原因になることもあるため、定期的にメンテナンスを行うことも必要です。

(3) 植栽

苦情等の例

- | | |
|--------------|------------------|
| ・落ち葉が入ってくる | ・樹木についた虫が入ってくる |
| ・毛虫がついていて危ない | ・樹木の実を食べる鳥の糞で汚れる |
| ・樹木を切ってほしい | ・樹木の場所を移してほしい |

子ども施設の植栽は、敷地境界あたりに植えることが多いため、葉や実が落ちたり、鳥や虫が寄つてることで、近隣から切ってほしい、場所を移してほしいなどの苦情等が出てきている施設も少なくありません。

しかし、木のぼりをしたり、実を取ったりすることは、子どもの遊びにとっても重要なものです。施設の保育・教育方針に合った植栽を建築事務所に伝えた上で、植える場所を工夫するとともに、維持管理をしっかりと行うことが重要です。

せっかく植えた樹木を移植したり、切ったりせずに済むよう、樹木の特徴をふまえて、種類や場所を決めましょう。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■植栽する樹木を選定する

樹木によって、落ち葉が多い木、成長が早い木、虫がつきやすい木、管理がしやすい木など様々です。近隣との境界に植える場合には、目隠し、防音などのために植栽する場合もあり、その目的に応じた樹木を選ぶことになります。

保育・教育方針と立地環境、また近隣住宅からの要望等を考慮して、建築事務所や造園事業者とも相談のうえ、適した樹木を選定しましょう。

■植栽する場所に配慮する

園庭を広くとるため、敷地境界に植栽をする施設もありますが、植栽する樹木の種類によっては隣接する住宅側に伸びる、落ち葉が入ることで苦情につながる可能性も高くなるため、植栽する場所にも注意しましょう。

C) 運営での取り組み

■樹木の剪定や害虫駆除などの維持管理を行う

樹木には、適切な維持管理が重要です。

施設の職員だけでは難しい場合は、外部に委託して管理する方法もあります。専門業者に依頼することで、木の刈り方を工夫してトンネルをつくり、新しい遊具としている施設もあります。

各樹木の維持管理方法は、植栽した専門業者に確認しておきましょう。



(4) プライバシー

苦情等の例

- ・家中を見られているような気がする
- ・すりガラスに変更してほしい

子ども施設に限らず、住宅地に新しい建物を建設する場合、近隣住宅との距離が近くなるため、住宅の中が見えるのではないかと心配する声がよく聞かれます。建築事務所は、設計時にその点に配慮して、窓の位置や使用する素材等を選定するのが一般的です。地域の方に子ども施設側から近隣がどのように見えているかを確認していただく機会として、内覧会を実施するのも一つの方法です。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■窓の位置をずらす

建物が隣接して立地している場合、互いの窓が向かい合ってしまうと、建物の中が見通せてしまい、視線が気になるものです。子ども施設の設計においても、隣接する住宅の窓の位置からずらして配置することでプライバシーへの配慮を行うとともに、音が伝わりにくくなる効果も期待できます。

B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■住宅側に面した窓をすりガラスに変更

窓の場所によっては、すりガラスにするのも一つの方法です。採光が必要なため位置を変える等の対応が難しい場合に、検討されます。

C) 運営での取り組み

■窓に目隠し用のシートを貼る

簡単にできるのが、窓ガラスに目隠し用のシートを貼ることです。色やデザインも豊富であり、ホームセンターなどで簡単に購入することもできます。

(5) マナー

苦情等の例

- ・タバコのポイ捨てや路上喫煙
- ・近隣施設の駐車場が無断使用されている

施設周辺での路上喫煙やポイ捨て、近隣のコンビニ等の施設の駐車場を無断で使用するなど、保護者のマナーへの苦情も多く聞かれています。特に、多くの保護者が集まるイベント時には苦情が発生しやすくなっています。

C) 運営での取り組み

■保護者のマナーの周知

保護者へのマナーを徹底してもらうための注意喚起が必要です。子ども達が楽しみにしているイベント等を継続していくためにも、保護者の協力が不可欠だということを理解してもらう必要があります。



(6) ボール

苦情等の例

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・園庭で遊んでいるボールが入ってくる | ・ネットや柵を付けてほしい |
|--------------------|---------------|

園庭で遊んでいるボールが、柵を乗り越えて入ってくるという苦情もあります。

A) 新設時（建替え時）の設計段階での取り組み

■住宅や道路に近い場所ではボール遊びができないような工夫をする

住宅や道路に近い場所ではボール遊びができないように、遊具や砂場、小山をつくるなど、園庭のゾーニングを工夫すると、子どもの遊び方をうまく誘導することができます。

B) 新設時または開設後でも対応可能なハード面での取り組み

■防球ネットを設置する

園庭の配置によって、隣の住宅や道路にボールが飛び出す可能性がある場合は、安全面からも防球ネットを設置しておくとよいでしょう。

C) 運営での取り組み

■ボールで遊ぶ場所を決める

子どもの力では、ボールを飛ばせる高さも距離も限られています。

園庭の広さや形状、近隣との距離にもよりますが、園庭内でのボール遊びを禁止しなくとも、住宅や道路に近いところではボール遊びはしないなどのルールを決める方法もあります。実際に、ハード面ではなく、園庭内での遊び方のルールをつくることで、ボールが出てしまうのを防いでいる施設もあります。



第3部 子ども施設と地域との共生のために

第2部では、子ども施設において実際に取り組まれている対応策について、苦情等の分類別に紹介しました。しかし、個別の課題への対応だけでなく、施設が地域と共生していくために大切にしている考え方や姿勢もたくさんあります。

第3部では、そのような考え方や姿勢など、子ども施設と地域が共生していくために心がけることが望ましいポイントを紹介します。

1. 新しい施設を開設するときに

(1) 地域のことをよく知ろう

人と人との関係がそうであるように、地域との関係を構築するには、まずはその地域のことを知ることからはじめます。子ども施設が立地する地域がどのような場所か、近隣にはどのような方が、どのような生活を送られているかを知ることで、配慮すべき点に気づくことができます。

① 計画地を知ること

■計画地の土地利用

子ども施設ができることで周辺環境がどう変わらのか、地域の人の立場で考えることが重要です。計画地が以前は何に使われていたのかを知ることで、周辺環境にどのような影響があるかがつかめきます。地域の人にとって、その場所が子ども施設に変わることで生じるメリット・デメリットを想定した上で、設計や地域へ説明することが重要です。

また、子ども施設の建設当初は田畠や駐車場だった隣の土地が、その後住宅にかわったことで住民とトラブルが発生するという事例がありました。すでに運営している施設では、建物や窓の位置を変えることは不可能です。計画地の周辺がどのような土地利用なのか、用途地域（将来、工場や住宅地が立地する可能性があるのか）を確認して施設を計画することも、将来のトラブルを予防するひとつ的方法です。

■計画地の選定において

もうひとつの重要な視点が、子ども施設の立地に適した場所なのかをよく検討することです。子ども施設の整備は、敷地の広さだけが確保されるとよいというわけではありません。例えば、地域の同意を得られずに中止になった施設のほとんどで送迎車両の問題があがっており、子ども施設の計画地選びではこの視点が不可欠といえます。

子ども施設の計画地を選定するときは、周辺の道路幅や交通ルールなどを確認し、施設の送迎車両の台数や駐車時間などを想定した上で、車の送迎が可能な場所なのか見極めることが重要です。周辺道路への影響が大きいと考えられる場合には、別の場所に駐車場を確保して歩いてきてもらう、

車での送迎を禁止する、駐車場へのアプローチについて独自のルールを設定するなど、運営上のルールとあわせて設計を行い、地域に説明することが必要です。

子ども施設を整備する場所として適切か、運営上でどのような対応が必要か、可能かを冷静に見極め、判断することが求められます。不安な場合は早めに建築事務所に相談しましょう。



② 地域の人を知ること

■ 地域への説明にあたって

子ども施設の建設や建替えにあたっては、施工業者や建築事務所等とも相談した上で、地域の方に計画内容等を説明することになりますが、どのように説明を行うのが適切かは、地域によって異なってきます。

自治会の加入率が高い地域では、まず地域の代表者である自治会長に説明し、その他の住民の方へのアプローチ方法も自治会と相談して決めていくのが一般的です。説明会の開催に関しても、自治会を通じて広報できる可能性もあります。

自治会加入率が低い地域や新興住宅地などは、自治会に説明しても地域全体にはその情報が伝わらず、結果として「説明を受けていない」といった苦情につながった事例もあるため、十分検討が必要です。

また、このような組織がなくとも、長年地域に暮らしている方で、地域のキーパーソンがおられる場合は、その方を通じて地域と調整することも考えられます。

■ 敷地に隣接する住民の方々とのコミュニケーション

隣接する住民の方とコミュニケーションを取り、顔見知りになるなど、住民の方を「知る」ことが重要です。住民の方を知ることで、設計上の配慮の工夫がしやすくなり、計画の説明時にもニーズにあった内容をしっかり伝えることができます。

(2) 分かりやすさを意識して説明する

新しい施設が建設される場合、地域の方は環境がどう変化するかが分からぬという不安が生じます。不安が大きくなれば、確認したいことや要望も多くなります。

子ども施設の整備にあたっては、そういった地域の不安感を少しでも減らすための努力が求められます。建築事務所の協力なども得ながら、図面や模型などで分かりやすく示したり、送迎車両の台数や停車時間を実際に調査した結果など、その根拠とあわせて説明することが重要です。また、施設の行事計画や子どもの登園する時間・帰る時間、園庭で遊ぶ時間など、子ども施設の年間計画と1日の

スケジュールを説明することも大切です。

また、地域への影響が大きいこと、地域にとって関心が高い施設配置や送迎の動線などについては、早めに情報を伝える姿勢が大切です。説明せずに、後から「聞いてない」と言われることは、大きなトラブルの要因になる可能性があります。

なお、建設後に内覧会を開いて、地域の方に子ども施設の実態を紹介したり、子ども施設側から住宅を見ていただくことで、不安感の解消につながることもあります。気になるところや要望等を早めに聞く機会としても有効です。こうした取り組みを通じて、計画時には反対の声の大きかった方が、運営後は協力的になった事例があります。

(3) 対応を通じて誠意を示す

説明会などで出された地域からの要望については、可能な限り対応するという姿勢が重要になります。要望どおりは難しくても、その主旨に沿った実現可能な範囲の対応を行い、相手への誠意を示すことで、地域との信頼関係の構築につながっていきます。

そのためには、設計段階において、要望を受け止められる余裕を持っておくことが大切です。建築事務所と一緒に、設計面、費用面等において、出てくる可能性のある要望を想定しながら計画を作成するのが重要です。

(4) 地域にとって必要な場所となる工夫を考える

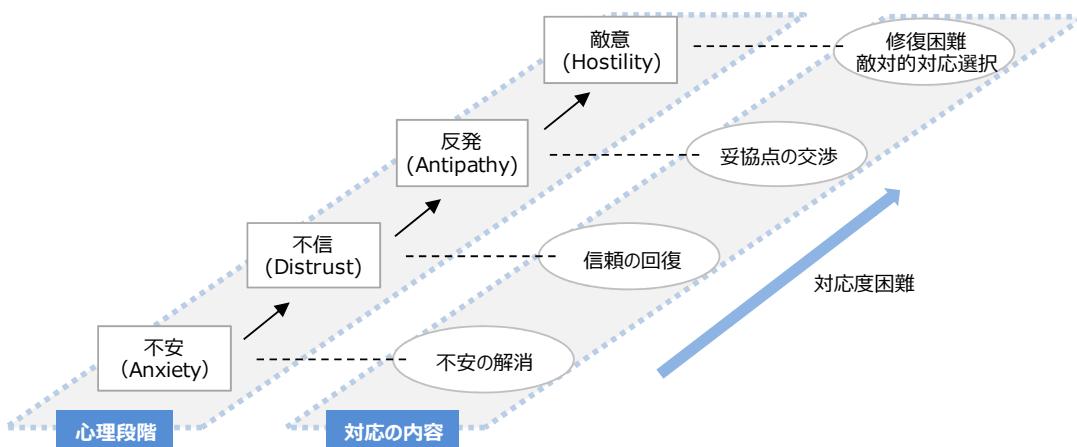
施設を利用する子どもと保護者のためだけの施設ではなく、地域の人にとって子ども施設のメリットがあるのが理想です。

遊戯室などを地域の会合等に利用できるよう別の動線を用意したり、災害時用備蓄や避難場所として地域の方も活用可能な設計にしておくなど、地域に貢献できるよう工夫するのも一つの方法です。

【コラム 11】子ども施設建設時の地域への説明会等の重要性

八戸工業大学教授の橋本典久氏によると、子ども施設の建設に反対する住民の心理として、「不安」「不信」「反発」「敵意」の4段階があり、このステップが進むほど対応が困難になるとされています。つまり、初期の段階で「不安」を解消することが極めて重要であり、説明会等でいかに分かりやすく、具体的に示せるかがポイントであることが分かります。

〈図表 40〉住民の心理段階と必要な対応



出典: 橋本典久「地域社会の騒音問題に関する市民意識調査」(2016年)

このように、計画段階における地域への説明は、両者の間に信頼関係を築くための最初の機会となります。地域説明会を行う際には以下の点をおさえておきましょう。

<説明前>

- △ 市町村の子ども施設整備事業者公募の選定後、できるだけ早い段階で説明を実施する。
- △ 説明を行う範囲を設定する。(その範囲を設定した根拠を説明できることが重要)
- △ どのような説明会を開くのかを検討する。(一人ひとりの不安や懸念と向き合うことができるよう配慮する。)
- △ 説明会の開催にあたっては、その対象者の方にきちんと情報が届くように情報発信の方法を検討する。

<説明時>

- △ 図面や模型などを使って、できるだけ目に見える形で示す。
- △ 施設側の設計における配慮事項、地域のメリット等、地域に対しての姿勢をきちんと伝える。
- △ 出された要望や質問は記録し、後日、対応や回答を連絡する。

なお、公募から施設開設までの期間が短いため、地域との調整にかける時間が十分に確保できず、時間をかけて「一緒に作り上げていく」というプロセスをとるのが困難という施設もありましたが、ほとんどの施設では、施設関係者や建築事務所が様々な工夫をしながら、地域への説明会等を行っています。

2. 地域との良好な関係を築くために～苦情等になる前に

(1) 子ども施設のことを知ってもらう

人はふれあいのくりかえしで、相手との距離を縮めていくものです。子ども施設と地域が共生していくためには、子ども施設と地域との日常的な交流が不可欠です。

地域の方に施設に来てもらえる機会をつくり、子どもの様子を見てもらい、子どもと接する機会をつくることは、子ども施設を身近に感じてもらえるきっかけになります。

(2) 施設への要望や意見を日頃からキャッチできる機会・関係性をつくっておく

(1)のような地域とのコミュニケーションの積み重ねは、要望や意見を日頃からキャッチしやすい機会・関係性をつくることにもつながります。ちょっとした苦情や要望をつかまえて速やかに対応することが、大きなトラブルを防ぐことにつながります。

また、苦情が小さいうちに施設側に伝えることができる環境づくりとして、施設の苦情受付の窓口(連絡先)を施設の入口やホームページなどで分かりやすく表示する方法もあります。

＜子ども施設と地域とのコミュニケーションの例＞

○施設内での交流例

- ✧ 施設の行事に地域の人を招待する。
- ✧ 施設内での栽培活動や、畑での収穫を地域の方と一緒にしている。

○施設外での子どもとの交流例

- ✧ 施設まわりの市道等の清掃を、子どもたちと一緒にしている。
- ✧ 自治会主催行事や地域の商業施設のイベントに、5歳児が参加している。
- ✧ 祭りなどの地域の行事に、子どもたちが参加している。
- ✧ 地域の福祉施設に訪問し、子どもたちが歌を歌ったり、高齢者の方と交流をしている。

○施設外における職員の地域貢献

- ✧ 地域の清掃活動への参加、ごみだしなどの手伝いなどを行っている。
- ✧ 自治会などの会合や、地域の行事に、職員が参加している。

(3) 保護者も子ども施設の一員であることを意識してもらう

子ども施設で発生している苦情等で最も多いのは、保護者のマナーに関することです。保護者の方にもその実態を知っていただき、子どもを育む環境を守るためにには保護者の協力が不可欠であることを意識してもらう必要があります。施設への入所時には、そのことを保護者にしっかりと伝えることが重要です。

保護者には、何か問題があった時に知らせるだけでなく、特に、イベント時などは、事前に路上喫

煙やポイ捨てなどの基本的なマナーについて注意を呼びかけることが大切です。保護者の大人としての自覚ある行動が、子どもの楽しいイベントを成功させることをしっかりと伝えましょう。

また、保護者や子どもが、地域の人に毎朝あいさつするなどのちょっとしたコミュニケーションが、子ども施設と地域との関係づくりに寄与した事例もあります。子ども施設と保護者が悩みを共有し、一緒に取り組んでいけるよう、施設側から働きかけてください。



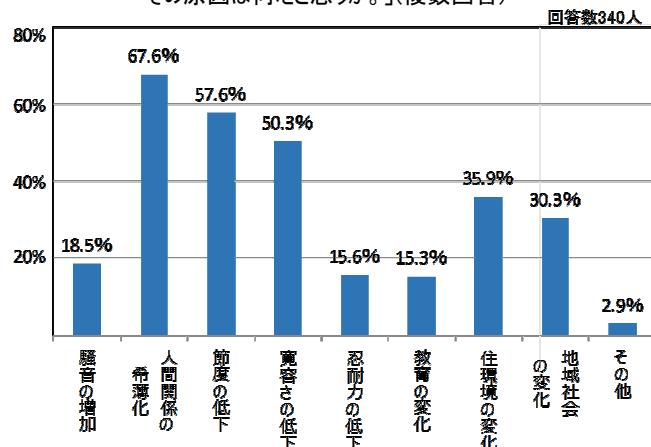
【コラム 12】地域社会の騒音問題に関する市民意識

八戸工業大学教授の橋本典久氏が実施したアンケート調査によると、「近隣トラブルが増加している原因」について、「人間関係の希薄化」との回答が 67.6%と最も多く、子ども施設と地域とが共生していくためには、地域との関係性を構築することの重要性が分かります。

また、同調査において「あなたの自宅の横に保育園ができるとすると、騒音に対する不安を感じますか」という設問に対し、「大いに感じる」が 10.7%、「少し感じる」が 36.4%となっており、半数程度の方が不安を感じていることが分かります。子ども施設の新設にあたっては、地域の不安を受け止めた説明や対応が重要といえます。

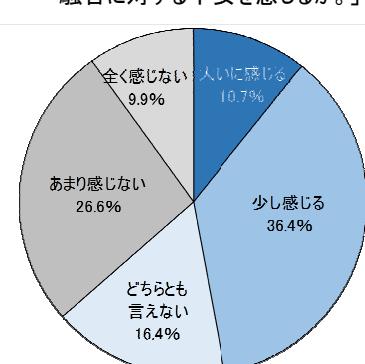
〈図表 41〉「近隣騒音トラブルが増加しているが、

その原因は何だと思うか。」(複数回答)



〈図表 42〉「自宅の横に保育園ができるとすると、

騒音に対する不安を感じるか。」



出典：図表 40 と同じ

3. 苦情等が発生したときに～大きなトラブルに発展させないために

(1) 苦情対応の基本

苦情が発生した場合には、はじめの対応が重要です。初期対応を間違えると、大きなトラブルに発展することがあります。

<初期対応の失敗例>

- ✧ 苦情等を受け付けたがすぐには対応しなかった。
- ✧ 新しく引越してきた住民からの苦情に対して、「昔からこのようにしており、今までは問題ありませんでした」と、その人が悪いという印象を与える発言をした。
- ✧ 「聞いていない」という苦情に対して、「説明会で説明をしましたので」と、説明会に来ていない人が悪いという印象を与える発言をした。

■相手の主張、意見をきちんと聞きとる

苦情を申し出る人の心情を察することができないと、相手との関係性がこじれてしまうことがあります。

子ども施設に関するものに限らず、一般的に苦情を申し出る人は、自分を被害者だと感じていますが、同時に、苦情を受けた側の心情としても、自分たちが被害者であるとらえがちです。しかし、被害者と被害者とのぶつかる構造になってしまふと、その関係はこじれていくだけです。

まずは相手をクレーマーだと決めつけないで、なぜ苦情を申しってきたのか、どのようなことを求めているのかをきちんと聞きとることが出発点です。

■ことばにも最大限の注意を払う

今回、事例収集をした子ども施設の中には、施設ができたときはまわりには住宅がなかったが、最近は周辺に住宅が建ち環境が変わった、という例もありました。施設の設立当初は想定していなかった苦情が近隣から寄せられ、「施設は変わっていないのに・・」と思うこともあるそうです。しかし、「そっちが後から来たのだから」ということばは、相手との関係をこじらせるNGワードといえます。現在の環境で課題が発生しているという事実をまずは受け止めた、という施設側の姿勢を伝えることが相互理解への第一歩として重要です。にもかかわらず、最初のこのワードを出してしまふと、たとえそれが事実であつたとしても、施設側の姿勢を誤解させてしまう可能性があります。

苦情対応ではこのように一言で関係性を壊してしまうようなNGワードもありますので、ことばにも注意を払う必要があります。

■相手の立場にたつ

苦情の内容によっては施設側には何も問題ないのに、思うことがあるかもしれません。しかし、音やにおいは人によって感じ方が異なるものであり、それを嫌だと感じるかどうかは相手の心理的な要素が大きく影響しています。そのため、法律論だけで対応することは、相手の求めることとは別の話にすり替

えをしているように聞こえてしまっているのかもしれません。相手の立場にたって解決策と一緒に考える姿勢も必要です。

ただし、苦情の内容や要求によっては、毅然とした態度で対応することも必要であり、法的な対応も検討しなくてはなりません。そのような場合には、弁護士などの専門家に相談しましょう。

■初期対応の姿勢を全職員で共有しておく

苦情対応は初期対応が重要です。しかし、施設にはいつでも園長等の責任者がいるわけではありません。責任者がいない時に苦情がきたらどう対応するのか決めておき、どの職員が対応しても、前述の苦情対応の基本を踏まえて対応できるよう、研修等をしっかりと行っておくことが重要です。

■対応したという姿勢を示す

苦情対応では、誠意をもって受け止めて対応するという施設側の姿勢を示すことが重要です。

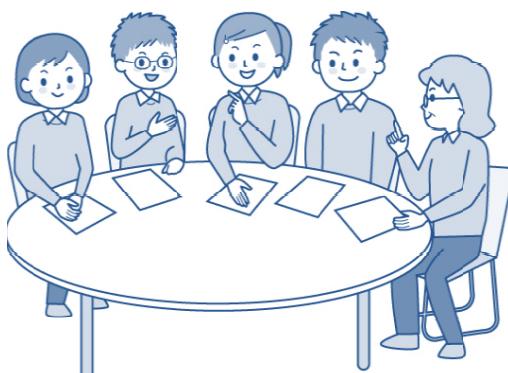
いつどのような対応をしたかを相手に説明し、対応で使用した文書（保護者に配布した注意事項の文書など）や措置内容を渡すなど、施設側の姿勢や努力をわかりやすく伝える工夫も重要です。

(2) 専門家の力を活用する

苦情の内容や状況によっては、専門家の力を借りることも大きなトラブルに発展させないためのコツです。

すでに紹介したように、技術的な面においては建築事務所の力を最大限に借りましょう。設計段階での地域への説明、調整についても建築事務所は豊富な経験をお持ちです。

また、トラブルに発展しそうな時は、法的な対応の相談や交渉については、専門家である弁護士の力を借りることもできます。



おわりに：子ども施設に関わる皆様へ…

～ 子ども施設と地域との共生に向けた検討委員会からのメッセージ ～

わが国全体が人口減少社会を迎える中、子どもを産み、育てやすいまちづくりを進めていくため、子ども施設は大きな役割を果たしています。しかし、子ども施設を取り巻く環境が変化する中、子どもの健全な育成環境を確保・充実していくためには、子どもの育成の視点だけでなく、地域からの視点にも思いを寄せ、子ども施設と地域との共生の実現に向けて、子ども施設に関わる様々な主体が考え、それぞれの行動の中で配慮していくことの重要性が高まっています。

本手引書の作成にあたって実施した市町村アンケートや、子ども施設、建築事務所、自治体へのインタビューを通じて、府内においても様々な苦情が発生している実態が確認されると同時に、施設整備や施設運営にあたって様々な配慮・工夫をされている事例が把握できました。一方で、子ども施設の新設にあたっては補助金の交付・執行のスケジュールの制約から、地域との十分な協議時間が確保しにくいとの悩みの声が子ども施設や建築事務所から聞かれており、国・自治体における制度運用での工夫が望まれます。

本手引書には、これらの調査結果に基づく様々なヒントやアイデアが示されています。本手引書を活用し、子ども施設に関わる皆様が、子ども施設と地域との共生に向けて取り組み、将来にわたって子どもの健全な育成環境を築き、継承されることを願います。

1. 子ども施設の事業者の皆様へ

子ども施設を取り巻く環境の変化を受け止め、地域との共生の重要性を職員だけでなく保護者とも共有し、適切に対応していくことが求められています。

子ども施設を取り巻く環境が変化し、子どもの健全な育成環境の確保と地域との共生との両立が重要なとなってきています。本手引書の作成にあたって実施したアンケートやインタビューを通じて、苦情等につながる様々な要因を把握しました。子どもの声だけでなく、職員や保護者など大人の声や、その他のさまざまな音、あるいは送迎などの保護者のマナーまで、さまざまな苦情が寄せられていることがわかりました。

「今は問題がない」と感じられていても、隣接地の土地利用や住民の入れ替わり等、周辺環境が変化することで、以前は問題なく受け入れられてきたことが苦情の要因になるケースもあります。

本手引書は、子ども施設と地域との共生に向けて、さまざまな配慮・工夫の方法を紹介しています。子ども施設の立地条件や教育・保育の特徴、近隣地域との関係性によって有効な対応策が異なることから、本手引書を参考に、職員の皆さんで話し合っていただき、優先度をつけて施設運営に反映していくだけだと思います。

また、施設が完成した後に、施設・設備に関する苦情が発生した場合、対策には多くの労力や費用を要する可能性があります。建築事務所等の専門家に提案・助言を求める等、子どもの育成環境の確保に加えて、地域との共生の観点からの配慮を取り入れた整備計画を検討していただければと思います。

2. 市町村の方へ

必要量の子ども施設を確保し子どもの健全な育成環境を守るとともに、地域の生活環境を維持するため、子ども施設と地域との適切なコミュニケーションが図られるように助言・支援が求められています。

子ども施設を取り巻く環境が変化し、子どもの健全な育成環境の確保と地域との共生との両立が重要となってきています。住民からの苦情・相談での対応や、事業者からの相談への対応にあたって、本手引書を活用していただければと思います。子ども施設と地域との相互理解や信頼関係が深まるように、子ども施設と地域との適切なコミュニケーションが図られるよう、助言・支援をお願いします。

子ども施設の新規整備への要請が高まる中で、とくに市街化が進んできている都市部においては、子ども施設の用地の確保にあたって選択肢が限られる状況があります。今回実施した建築事務所へのインタビューでは、用地の広さだけでなく、送迎の動線となる道路の道幅などが設計上重要なポイントとの指摘がありました。また、子ども施設や建築事務所からは、「地域との調整にあてられる期間が短い」「説明会の開催や地域の合意が公募への応募条件に含まれているなど、対応に苦慮するケースがある」などの意見が寄せられました。後者については、選定される前の段階で事業者と地域との調整を求めるものであり、事業者からは負担が大きいとの意見もありました。

子ども施設の確保という社会的な要請に応えていくため、子ども施設と地域との相互理解や信頼関係が深まるような、制度運用の工夫や支援をお願いします。

3. 建築事務所の方へ

子ども施設と地域との共生に向けて、設計段階での配慮・工夫の重要性が高まっており、建築事務所の知見・ノウハウを活かした子ども施設への積極的な提案が求められています。

子ども施設の新規整備が求められている中、市街化が進んだ地域では、住宅に隣接した用地での子ども施設の整備計画が増えしていくと思われます。また、施設の建替えにあたって、定員を増やすために従来よりも規模が大きくなる場合もあります。

こうしたことから、子ども施設の設計段階での配慮・対応がいっそう重要になっているといえます。本手引書の作成にあたって実施した子ども施設へのヒアリングでも、苦情を未然に防止するために、施設の設計や設備などのような配慮・工夫の選択肢があるのかを知りたいという声がありました。

建設用地や隣接地の現状だけでなく、将来の変化も想定したうえで、施設の整備段階で配慮が可能な事項を積極的に検討し、子ども施設の事業者（施主）に設計や設備のプラン（選択肢）の提案をお願いします。

また、施設の完成後にも技術的な助言が必要な場合もあります。開設後も引き続き子ども施設への支援をお願いします。

4. 保護者の方へ

子どもの健全な育成環境を守るために、地域との共生に向けて、子ども施設が保護者の皆さんに協力をお願いしているルール・マナーの遵守が求められています。

本手引書の作成にあたって実施した市町村アンケートや子ども施設や建築事務所へのインタビュー調査において、近隣からの苦情として多くあげられたのが「送迎時における保護者のマナー」です。具体的には自転車の走行マナーや路上駐車、保護者の話し声等です。

それぞれの子ども施設では保護者の皆さんに対して様々な協力を依頼していると思います。その中には、施設の整備にあたって、子ども施設が近隣地域と約束したルールが含まれている場合もあります。「私だけなら」「今日ぐらいは」「他の人もしている」といった保護者のマナーの低下が、子ども施設に対する地域の信頼の低下につながり、改善がみられない場合には大きな苦情に発展する場合もあります。

いま施設を利用している皆様のお子さんは、いずれ成長して施設を巣立っていかれるでしょう。でも、その後も、子ども施設はまだ生まれていない将来の子どもたちのために、ずっと地域で存在し続けます。ご自身のお子さんだけでなく、未来の子ども達へ健全な育成環境を引き継いでいくためにも、子ども施設からの協力依頼について、保護者一人ひとりが意識を高め、行動していただくようお願いします。

5. 地域の方へ

子どもたちの健全な育成にあたっては、地域の方とのふれあい・交流がとても大切です。地域の方からも子どもたちを見守っていただければと思います。

子ども施設を取り巻く環境が変化する中、地域と子ども施設との共生のためには、さまざまな配慮・工夫が求められています。本手引書はその参考資料として作成したものですが、子ども施設の立地状況によっては、対応がとりやすいものもあれば、難しいものもあります。また、同じ対策をとっても、その効果には違いがあることを、ご理解いただければと思います。

本手引書の作成にあたって実施した子ども施設へのインタビューでは、大きな「音」ができる行事や、施設に大勢の来場者がある行事など、周辺地域に影響の大きい行事などについて、地域にきめ細かく事前にお知らせしている事例がありました。また、地域と子ども施設との共生にあたっては、コミュニケーションがとても大切であり、園内での地域の方と子ども施設との交流、子どもたちや職員の地域活動への参加などに取り組んでいる施設も多くありましたので、本手引書では、これらの事例を紹介しています。

子どもたちは保護者や施設の大人だけでなく、地域社会とも関わり合い・交流していくことで、心身ともに健やかに成長していきます。地域の皆様からも、子どもたちを暖かく見守っていただければと思います。



参考資料

(1) 検討経緯

手引書作成にあたって、有識者による検討委員会の開催をはじめ、府内市町村へのアンケート調査、子ども施設へのインター等を実施した。

	概要
子ども施設と地域との共生に向けた検討委員会	子ども施設と近隣住民との苦情・トラブルを未然に防止するための手引書の作成にあたって、有識者による検討委員会を設置した。 開催時期：平成 28 年 7 月～11 月 開催回数：4 回（うち 1 回は、各委員への個別訪問により開催）
府内市町村アンケート	大阪府内における苦情・トラブルの実態とその対策・対応を把握するため、大阪府内の全ての市町村を対象とする自治体アンケート調査を実施した。 調査時期：平成 28 年 7 月 調査対象：43 市町村（回収状況：43 市町村）
子ども施設インター	子ども施設における近隣からの苦情・トラブル事例や、日常的に行っている配慮事項、手引書への記載事項についての意見等を把握するため、子ども施設を対象とするインターを実施した。 調査時期：平成 28 年 8 月～11 月 調査対象：6 施設
建築事務所インター	子ども施設における近隣トラブル等の事例や、近隣への配慮に関する設計上の工夫、子ども施設と地域との共生における建築事務所としての関わり方等について把握するため、建築事務所を対象とするインターを実施した。 調査時期：平成 28 年 9 月～10 月 調査対象：5 建築事務所
自治体インター	子ども施設における近隣トラブル等の事例を把握するため、自治体を対象とするインターを実施した。 調査時期：平成 28 年 9 月～10 月 調査対象：2 自治体

(2) 子ども施設と地域との共生に向けた検討委員会

① 子ども施設と地域との共生に向けた検討委員会 名簿

<委員名簿>

(敬称略・50 音順)

◎委員長

氏 名	所 属 ・ 役 職
安達 譲	一般社団法人 大阪府私立幼稚園連盟 理事長
阿部 昌樹	大阪市立大学 法学研究科 教授
亀井 信昭	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 保育部会 副部会長
小伊藤 亜希子	大阪市立大学 生活科学研究科 教授
◎農野 寛治	大阪大谷大学 人間社会学部 教授
橋本 典久	八戸工業大学 土木建築工学科、大学院社会基盤工学専攻 教授
前田 正子	甲南大学 マネジメント創造学部 教授

<オブザーバー名簿>

(敬称略・50 音順)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
市 長 会	兼光 紀子	吹田市立江坂大池幼稚園 園長代理
	辻本 直美	高石市教育委員会 教育部 子育て支援課 係長
	戸崎 和之	枚方市 環境部 環境指導課 課長代理
町 村 長 会	大植 信洋	能勢町 健康福祉部 福祉課 福祉係長
	尾谷 浩	千早赤阪村 教育課 課長代理
	仲谷 聰子	千早赤阪村 住民課 課長代理

② 子ども施設と地域との共生に向けた検討委員会 開催経過

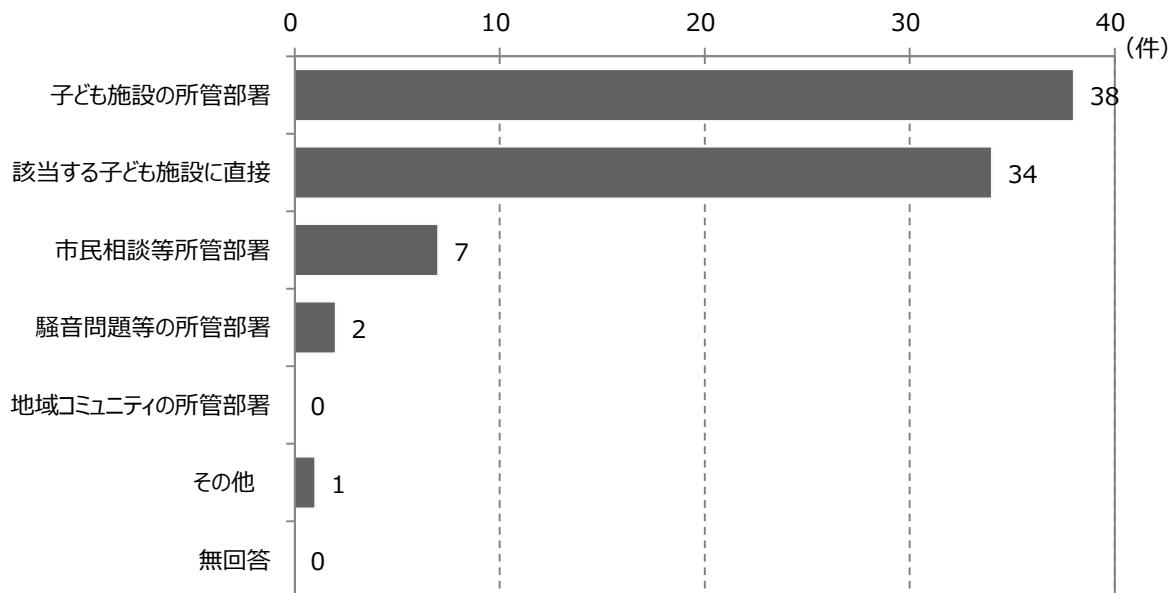
会議	開催日	内容
第1回	7月28日 (木)	(1) 事業実施概要について (2) 子ども施設と地域との共生について ①府内における子ども施設のトラブルの状況 ②子ども施設におけるトラブルと対応策等に関する意見交換 (3) 今後の予定について
第2回	各委員への 個別訪問に より開催	(1) 第1回委員会の要点について (2) 事例の収集について ①事例収集状況の報告 ②追加の事例収集の必要性と方法について ③その他、把握・紹介すべき事例について (3) 手引書の構成案について ①手引書の構成について（入れるべき事項、順序等） ②対応方策について ③トラブル防止等の○箇条について (4) 次回委員会について
第3回	10月20日 (木)	(1) 事例の追加調査について（報告） (2) 手引書（案）について ①手引書全体の構成について ②各部の内容について ③地域の方が読み手のひとりとなることへの配慮について ④その他 (3) シンポジウムについて
第4回	11月17日 (木)	(1) 手引書の修正案について (2) 手引書の表紙について (3) シンポジウムの内容案について (4) 今後の修正等の作業スケジュールについて

(3) 府内市町村アンケート調査結果

① 調査票 A : 市町村へのアンケート (回答 41 自治体)

■苦情等受信部署 (複数回答 (3つまで), n=41)

問2 貴自治体では、子ども施設に対する苦情や近隣地域とのトラブルの連絡は、どの部署に入ることが多いですか？

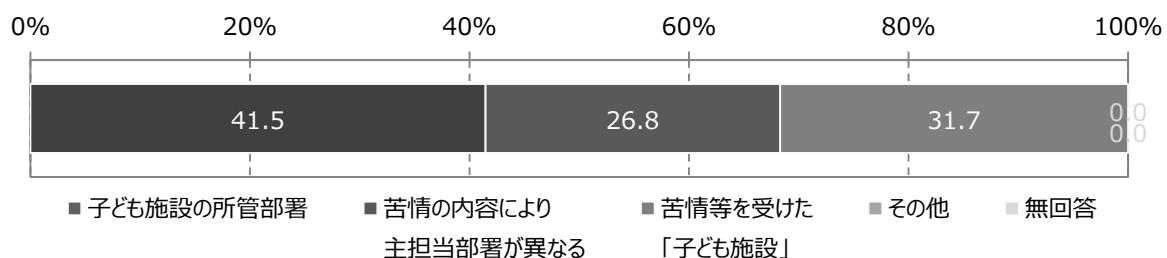


【「その他」内容】

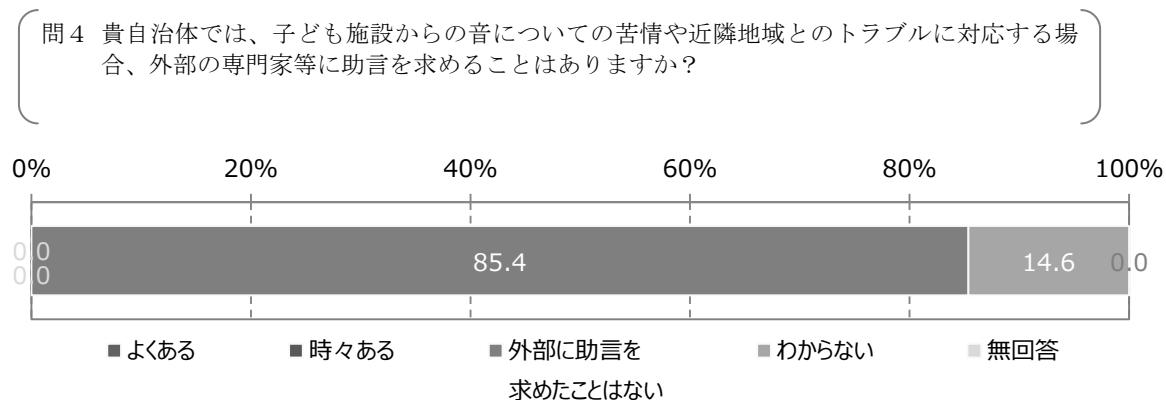
- ・近隣地域とのトラブルがほとんどない。

■トラブル対応主担当部署 (単数回答, n=41)

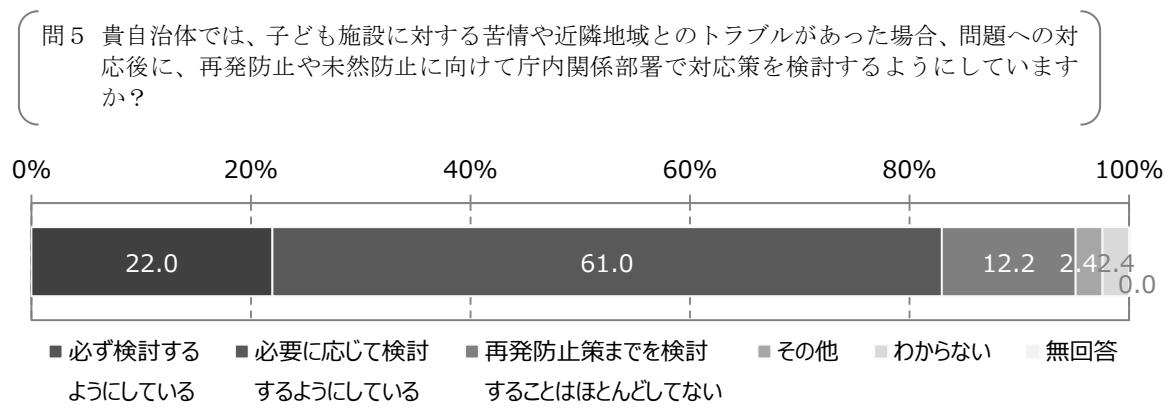
問3 貴自治体では、子ども施設に対する苦情や近隣地域とのトラブルの連絡があった場合、どの部署が主担当となって対応することになっていますか？



■外部専門家への相談有無（単数回答，n=41）



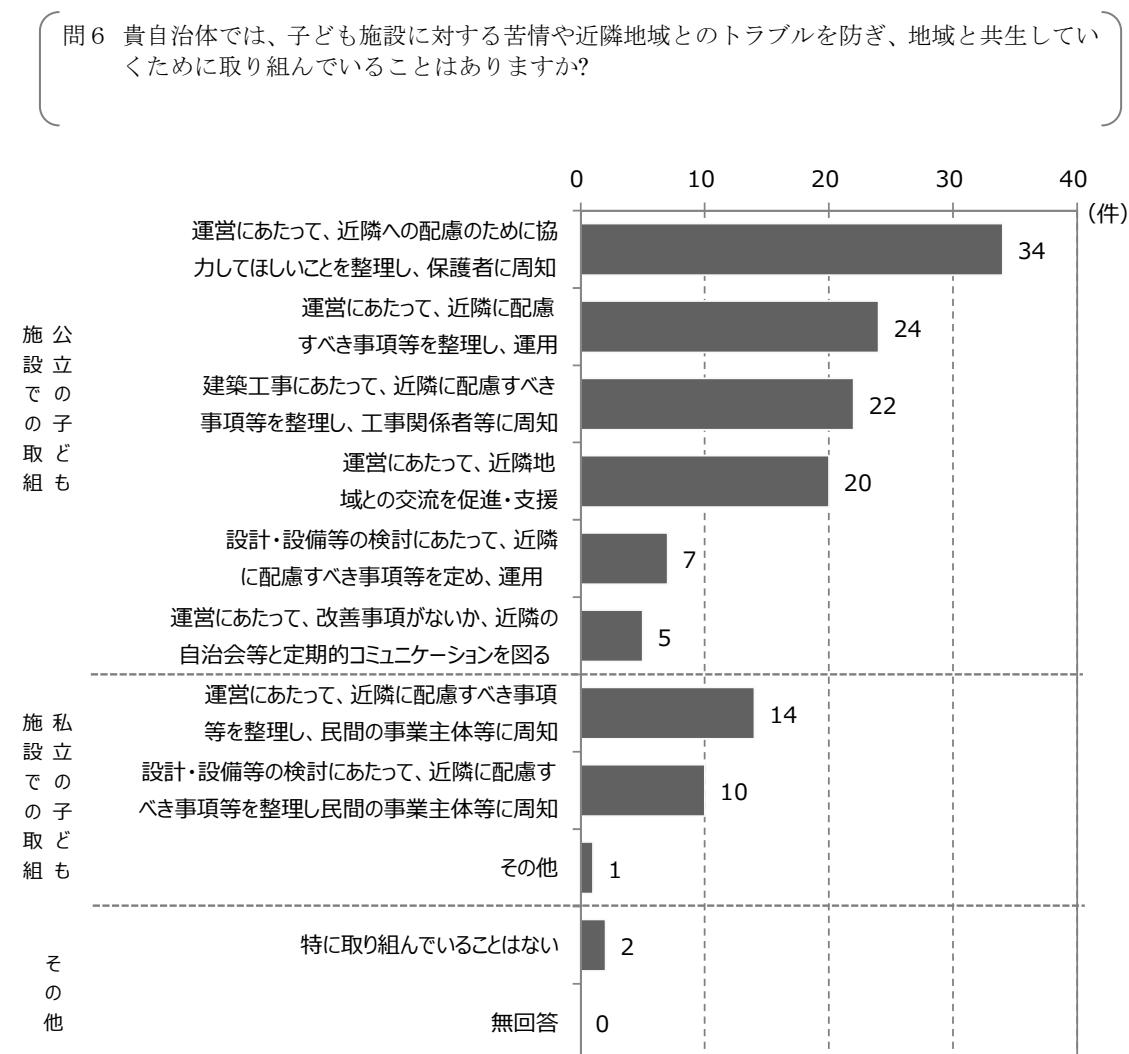
■再発防止対応策検討状況（単数回答，n=41）



【「その他」内容】

- ・設問にある事案の発生はほとんどない。

■地域共生の取り組み状況（複数回答、n=41）



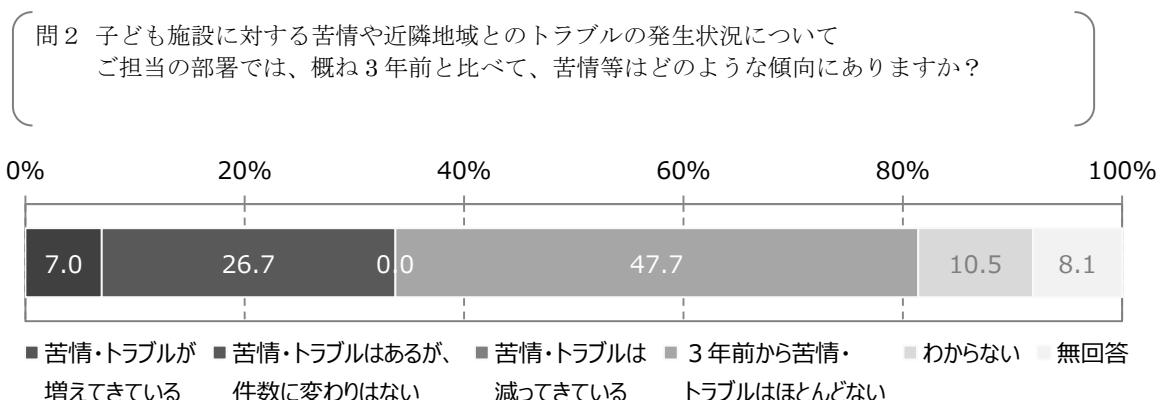
【「その他」内容】

- ・施設の建設を行うにあたり、事業者に対し、工事説明会を開催する等近隣に十分な理解を得られるように指導している。

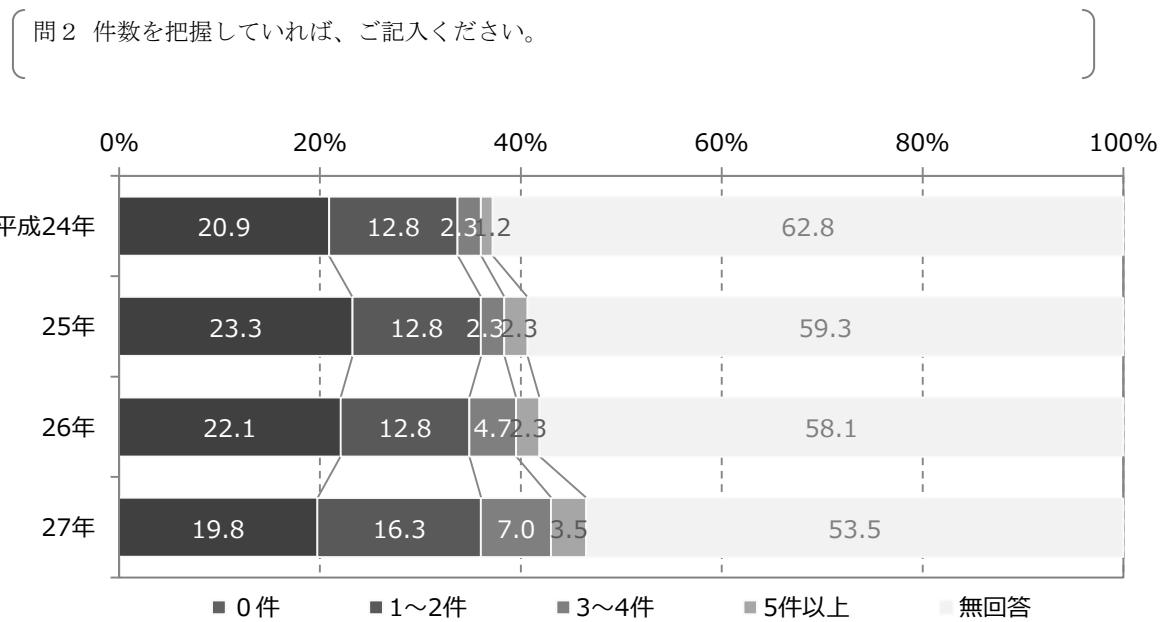
② 調査票 B：市町村担当部署へのアンケート（回答 43 自治体・86 部署）

※担当部署：福祉、教育、環境

■トラブル発生傾向（単数回答、n=86）

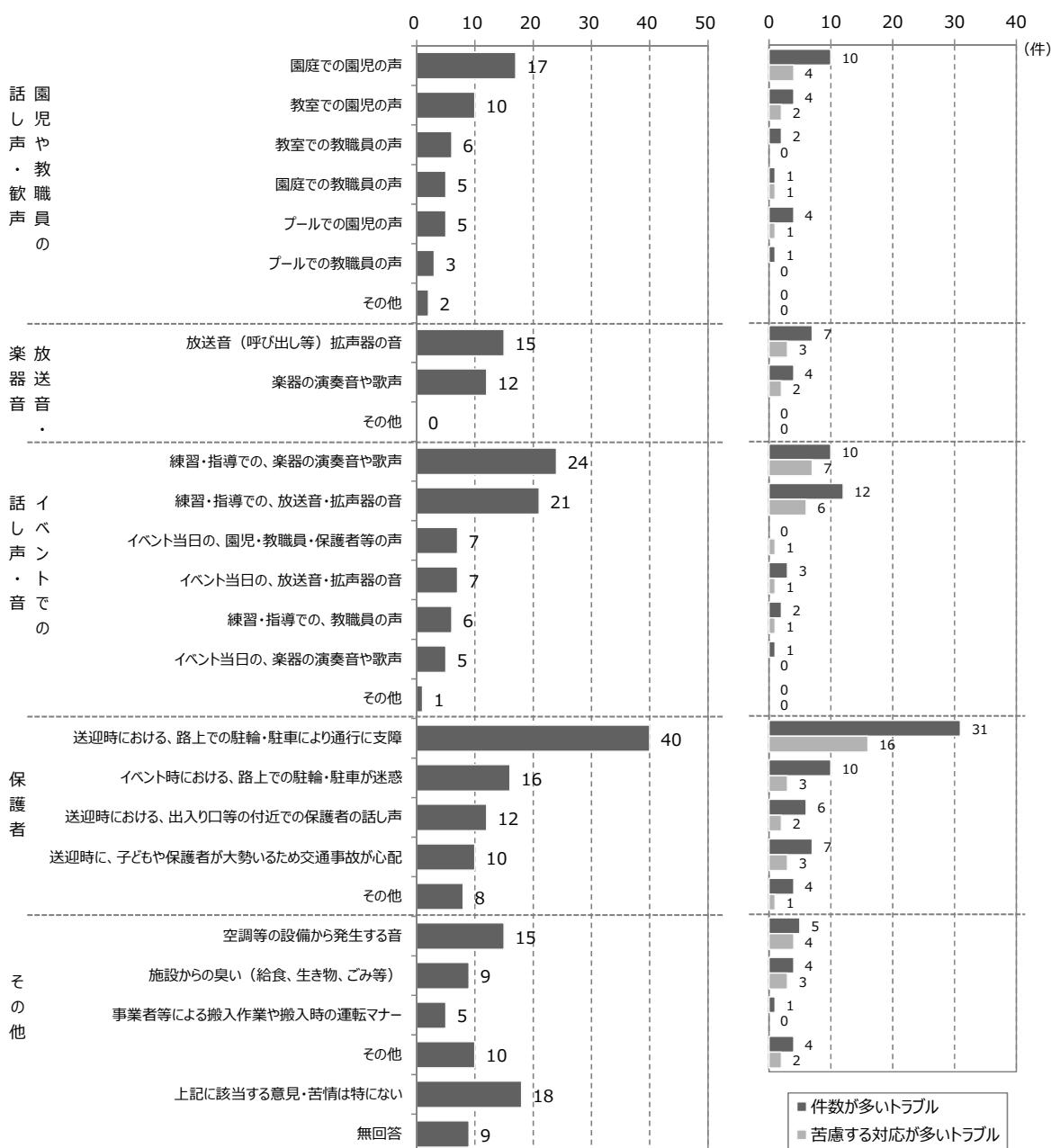


■トラブル件数（数値回答、n=86、数値で回答されたものを下記分類に集計）



■運営におけるトラブルの種類（複数回答、n=86）

- 問3 子ども施設（公立・私立を問わず）の運営について
ご担当の部署では、概ね過去3年間（平成25～27年度）に、近隣住民からどのような「苦情」（施設に対して何らかの改善を求める個人的な意見）や「近隣地域とのトラブル」（近隣の町内会等、複数世帯の総意としての施設への改善申入れ等）がありましたか？
問4 問3の選択肢（1～27）のうち、ご担当の部署において、①件数、②苦慮する対応、が多い項目を、それぞれ上位5つまで選び、番号をご記入ください。

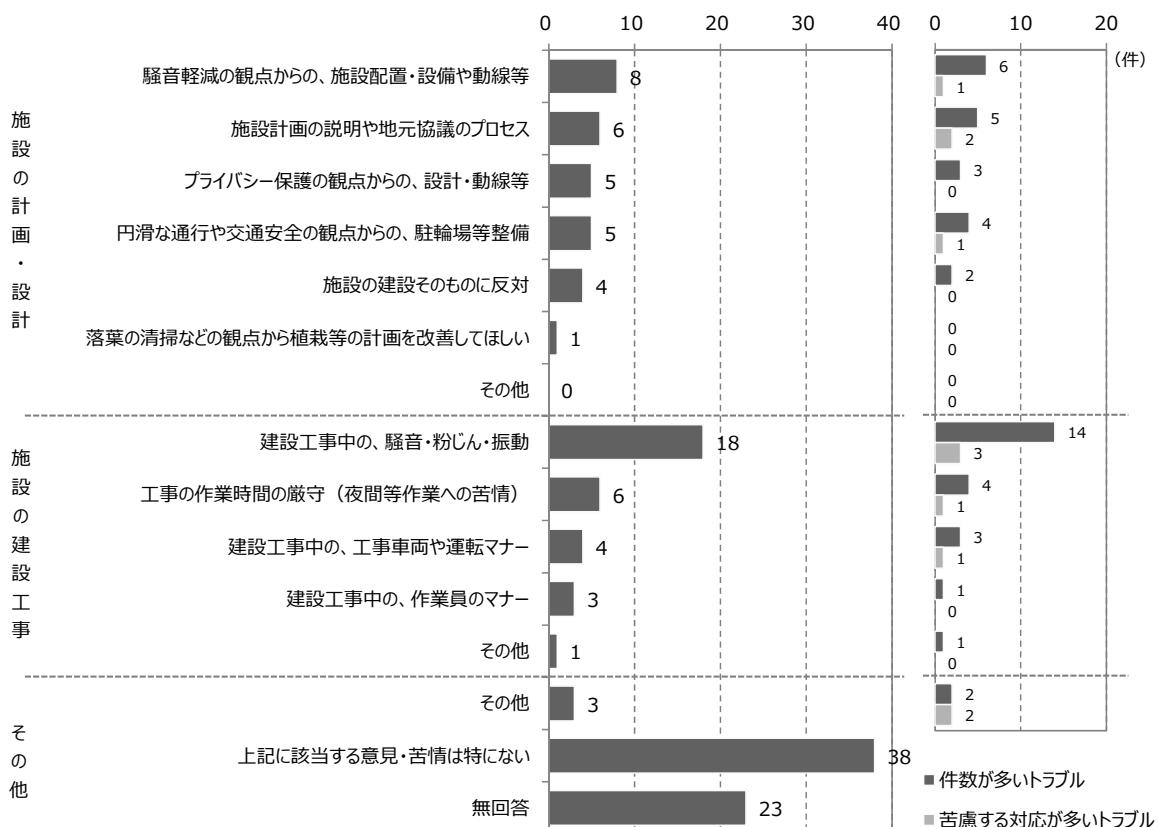


【「その他」内容】

職員の言葉づかいと接遇／ 保護者のマナー（園外にて喫煙による吸い殻のポイ捨て）
送迎時、駐輪場付近での職員の挨拶の声／ 園庭開放時の保護者の話し声
送迎時の交通状況／ 送迎車両のスピード／ 保護者の運転マナーの悪さ
送迎時の自転車マナー／ 歩道の通行で道をふさぎ通行に支障
バス運転手の運転、口調／ 送迎バスの運行について
園庭から砂が敷地内に入る／ 園庭からの砂埃／
園庭の落ち葉が風で溝に落ち水流に影響
雨天後、溝に水がたまるため蚊の発生が心配／
園庭の土が溝に流れないようにしてほしい
行事の焼き芋の煙／ 室外機の位置（熱気、臭い）／ 夜間照明が明るすぎる
飼育しているニワトリの鳴き声／ 業者点検時の点検雑音

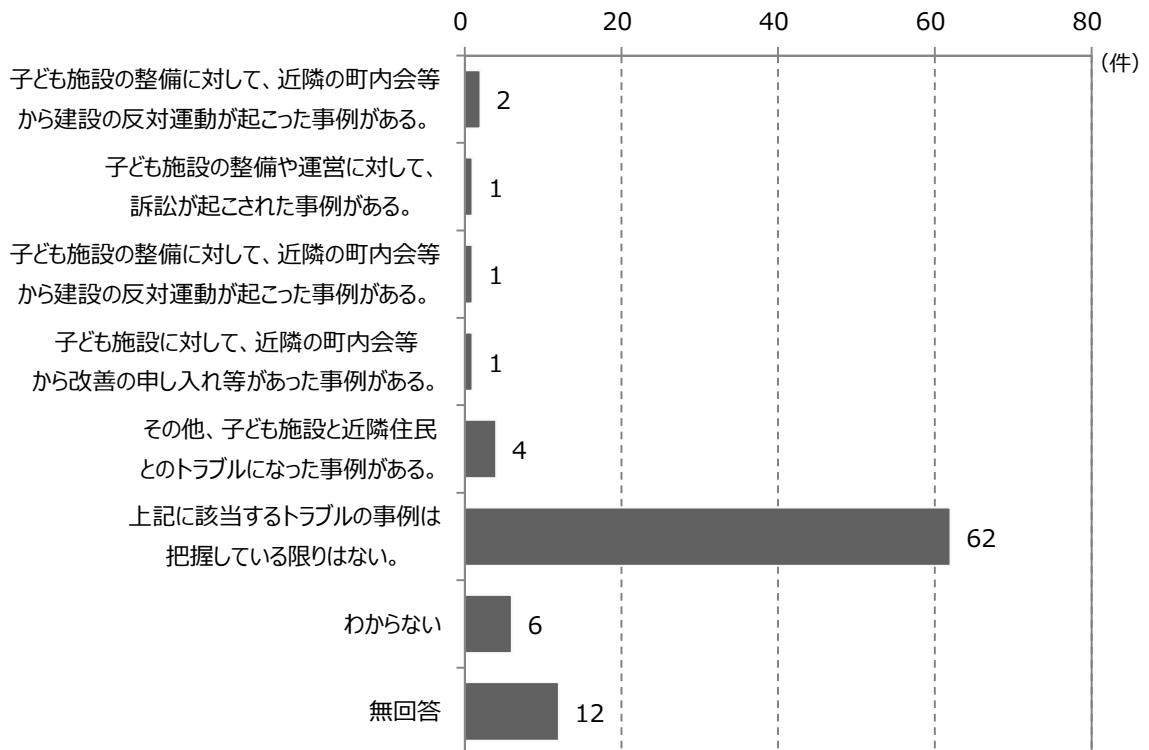
■施設整備におけるトラブルの種類（複数回答、n=86）

- 問5 子ども施設（公立・私立を問わず）の整備（新規建設、建て替え等）について
ご担当の部署では、概ね過去3年間（平成25～27年度）に、子ども施設の整備に関して、
近隣住民からどのような苦情や、近隣地域とのトラブルがありましたか？
- 問6 問5の選択肢（1～14）のうち、ご担当の部署において、①件数、②苦慮する対応、が多い項目
を、それぞれ上位5つまで選び、番号をご記入ください。



■トラブル事例の把握状況（複数回答、n=86）

問7 子ども施設（公立・私立を問わず）と近隣住民とのトラブルについて
ご担当の部署では、概ね過去3年間（平成25～27年度）に、「近隣の町内会等、複数世帯の総意としての施設への改善の申入れ等」などのトラブル事例を把握していますか？



本手引書は、国の平成 27 年度地域少子化対策重点推進交付金により、「子ども施設地域共生応援事業」として、大阪府が作成したものです。なお、下記事業者に手引書の作成検討業務等について、公募型プロポーザル方式により委託して実施しました。

受託事業者：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社



環境農林水産部環境管理室交通環境課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階

電話 : 06-6210-9588

平成 29 年 1 月発行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます